



第二次北谷町墓地基本計画



令和7年4月



<<< 目 次 >>>

第1章 墓地基本計画について	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画期間	2
1-5 用語の定義	2
1-6 関連計画	3
第2章 北谷町の概要	8
2-1 位置	8
2-2 地理的、地形的特性など	9
2-3 人口、世帯数	10
2-4 産業	13
第3章 墓地等の現況	14
3-1 墓地と集落の変遷	14
3-2 墓地実態調査結果	17
3-3 住民意向調査結果	35
3-4 墓地の経営許可について	42
第4章 墓地の課題	44
4-1 墓地の散在化	44
4-2 墓地用地の不足	44
4-3 無縁墓地の増加	46
4-4 無許可墓地	46
4-5 墓地施策の周知不足	47
第5章 墓地施策の基本方針	48
5-1 墓地の散在化防止及び集約化	48
5-2 墓地需要への対応	48
5-3 無縁墓地対策	48
5-4 無許可墓地対策	48
5-5 墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底	48
第6章 計画推進のための今後の取組	49
6-1 墓地の散在化防止及び集約化	49
6-2 墓地需要への対応	52
6-3 無縁墓地対策	54
6-4 無許可墓地対策	55
6-5 墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底	55
資料編	56

第1章 墓地基本計画について

1-1 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』では、墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため、市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり、墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全及び景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面からも課題となっており、本町においても同様の状況にあります。

また、本町では、米軍基地建設の影響により、戦前の集落から移転を余儀なくされたことや、町域の大半を米軍基地が占めていることによって、墓地と集落が近接した「まち」が形成されてきました。

さらに、今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会化への移行、ライフスタイルの多様化など社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する様々な問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

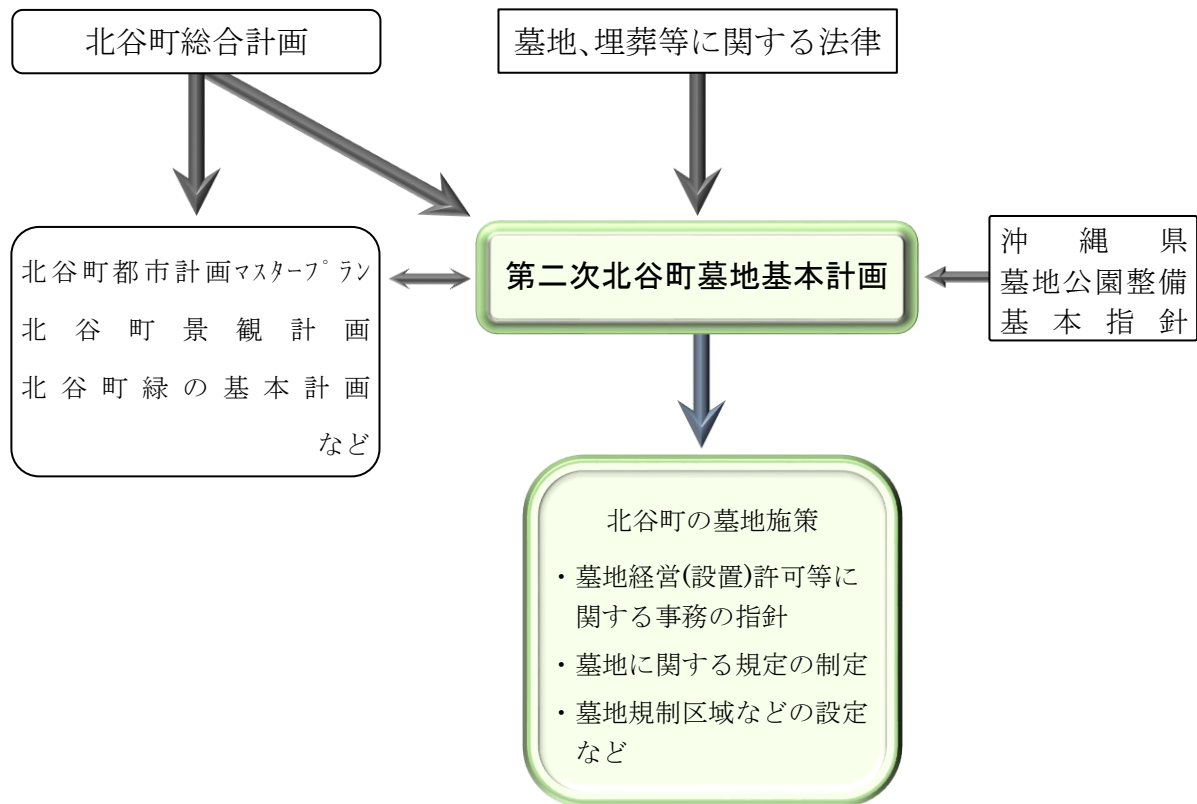
このような状況の中、本町では、平成26年4月より、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務が沖縄県から権限移譲されたことから、本町における墓地問題に的確に対応するため、平成27年3月に「北谷町墓地基本計画（以下、「前回計画」という。）」を策定し、墓地行政を推進しています。今回、前回計画の計画期間が満了を迎えることや、町内における墓地需要及び墓地行政への町民ニーズ等を改めて確認する必要があるため、「第二次北谷町墓地基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとします。

1-2 目的

本計画では、本町における墓地問題に的確に対応するため、前回計画の検証等を踏まえ、今後の墓地施策の基本方針を定めるとともに、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とすることを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

第二次北谷町墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」および「北谷町総合計画」などの関連計画に基づき、本町における墓地施策の基本方針を定めるものです。



1-4 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間の計画とします。ただし、計画改定（時期）については、町民ニーズや社会情勢の変化、計画の進行状況等を踏まえ、総合的、かつ、柔軟に判断します。

1-5 用語の定義

墓地および墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』:「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
- ・『墓地』:「墓地」とは、「墳墓」を設けるために、墓地として県知事※（市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けた区域

※平成26年4月に沖縄県から北谷町に権限移譲されているため、北谷町長の許可となります。

1-6 関連計画

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月 沖縄県)

『沖縄県墓地公園整備基本指針』は、市町村による墓地整備の基本計画の策定、推進および墓地行政の円滑な実施を図ることを目的とし、沖縄県における望ましい墓地のあり方などが示されています。

沖縄県墓地公園整備基本指針では、「墓地の永続的管理の必要性、墓地の健全な経営の確保という観点より、墓地の経営主体は市町村などの地方公共団体により運営されるべきである」、「個人墓地については、例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである」と示されています。

4 沖縄県における望ましい墓地のあり方

(1) 伝統的な墓地・墳墓への対応のあり方

(省略)

(2) 生活衛生、環境保全及び景観形成への対応のあり方

ア 適正な管理運営のあり方

(省略)

イ 墓地の設置場所と公共施設及び住宅等との関係

墓地の設置場所については、県細則において主要道路や河川から30m以上離れていること、公共的施設及び民家から100m以上離れていることとされている。その他水源を汚染するおそれがない場所であることや地滑り防止区域等の危険区域には設置しないこと等が規定されている。

限られた県土において、必要な墓地の確保という観点から一律な規制は困難であるが、景観に配慮した墓地の整備、墓地の公園化や防災避難場所としての活用等、地域において墓地整備への同意形成を図ることにより、柔軟に対応していくことが必要である。

(3) 伝統的な墓地・墳墓と生活衛生、環境保全等との整合性のあり方

門中墓の共同墓においても、墓地周辺の生活衛生、環境保全等の維持を考慮しなければならない。地域における慣習や墓地に関する住民感情、土地利用計画等を考慮した判断が求められる。

また、未婚者や子供を持たない夫婦の増加及び少子化にともない、墓地の継承が行われなくなっていく事例が増え、将来的には、地縁、血縁に基づかない共同墓地の増加が予想される。墓地の永続性はもちろん、墓地周辺の生活衛生、環境保全等の確保を考えた場合には、そうした共同墓は個人墓地としてではなく、市町村墓地内への設置を考えていく必要がある。

(4) 今後の墓地整備のあり方

県内の墓地の現状と課題を踏まえると、今後の墓地整備は、住民ニーズに応えられる適正に管理された墓地の適正価格での提供や墓地需要増加へ充分対応できる供給体制の確立を図らねばならず、さらに将来増加が予想される無縁墳墓や個人墓地への対策も考慮して整備を進めて行かなければならない。

したがって、今後の墓地整備は、次のとおり、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については原則として認めず、例外的な場合のみ許可することとし、併せて墓地行政の実効性のある指導や規制強化を図るために「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化の検討を進めていく必要がある。

ア 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地等を利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。

イ 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同的な団体が経営する共同墓地は、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

ウ 個人墓地の規制のあり方

個人墓地については、公営墓地の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである。個人墓地を広く認めると墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

したがって、公営墓地の整備を図り、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制を強化する。さらに、無許可の個人墓地が設置されないよう、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性のある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

(沖縄県墓地公園整備基本指針より抜粋)

(2) 第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画(令和4年3月 北谷町)

『第六次北谷町総合計画』は、本町のまちづくりの基本的な理念であり、本町の目指す新しい将来像が示されています。

『第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画』において、本計画に関連する事項としては、「まちづくりの基本目標4 まじゅん 未来につなぐ エコ美らタウン」の「施策4-3 適切な土地利用の誘導・良好な景観の形成」が関連します。

本施策では、各種関連法および条例に基づき、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、墓地の適正配置などを行うことで、快適な生活空間の創出を目指すとしています。

第2部 基本構想

第2章 まちづくりの基本目標

(1) 基本目標ごとの施策の体系

基本目標4 まじゅん 未来につなぐ エコ美らタウン
～居住・安全安心・自然環境～

施策4-3 適正な土地利用の誘導・良好な景観の形成

基本方針：墓地の適正配置等を行い、快適な生活空間の創出を目指します。

施策③：墓地の適正配置**施策の方向性：**

「北谷町墓地基本計画」に基づく、墓地の適正配置に取り組むとともに、墓地の設置に関する各種法制度の周知及び墓地の適正管理を促します。

また、供用開始が行われている新川墓地公園については、公共工事等に伴い移転が必要な墓地の移設を進めるとともに、町内に点在する墓地の集約化を図ります。さらに、住民の墓地需要に対応するため、一般公募用の墓地区画を確保します。

(第六次北谷町総合計画 基本構想より抜粋)

(3) 北谷町都市計画マスタープラン(令和5年3月 北谷町)

『北谷町都市計画マスタープラン』では、土地利用及び市街地整備の方針、良好な都市景観の形成、安全・安心な暮らしなどに関する方針が定められており、

「第2章 都市づくりの基本目標」、「第3章 都市づくりの分野別方針」、「第4章 都市づくりの地域別方針」等が示されています。

墓地に関しては、墓地の散在化防止と集約化を推進するため、新川墓地公園の区画数の確保に向けた検討を行うことなどが示されています。

第3章 都市づくりの分野別方針

3. 持続可能な都市環境形成に関する方針

(4) 衛生的で快適な都市環境の確保

2) 墓地の集約化

墓地は、古くからの風習や人口・世帯数の増加等に伴い、年々増加傾向にあります。特に都市部近郊での無秩序な墓地の建設は、まちの景観を損ねるばかりか都市づくりを進める上での妨げにもなっています。

本町の良い住環境づくりを図りつつ、町民の墓地需要に対応するため、新川墓地公園の墓地区画数について、更なる区画数の確保に向けた取組を検討し、墓地の散在化防止と集約化を推進します。

第4章 都市づくりの地域別方針

3. 東部地域

(3) 東部地域・都市づくり方針

3) 持続可能な地域環境形成に関する方針

③ 墓地の集約化

新川墓地公園の墓地区画数について、更なる区画数の確保に向けた取組を検討し、墓地の散在化防止と集約化を推進します。

(北谷町都市計画マスタープランより抜粋)

(4) 墓地行政に関する調査(令和5年9月 総務省行政評価局)

日本では平成19年以降、人口減少・多死社会が進んでおり、家族形態の変化や価値観の多様化、都市部への人口集中など様々な要素があいまって、家族や子孫等による承継を前提としてきた祭祀をめぐる国民意識も変化しつつある。こうした傾向が進んでいく中で、死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂の増加は、より顕著な問題となっていくおそれがある。

本調査は、地域の墓地行政の現状と課題について把握する観点から、公営墓地における無縁墳墓を中心に、その実態等について調査し、関係行政の改善に資することを目的に、以下のようにまとめている。

①公営墓地・納骨堂における無縁墳墓等の発生抑制（縁故者に係る情報の事前把握）

無縁墳墓等が発生した場合、その管理不備に起因する様々な支障が生ずるおそれがある他、その解消を図るために無縁改葬を行う場合にも手続き面や費用面で多くの負担が発生する。

まずは、無縁墳墓等の発生自体をできる限り抑制していくことが重要で、無縁墳墓等の発生抑制に向けて、改葬に要する費用の免除や助成によって使用者の自発的な返還を促進する取組を行っている例などがみられた。

無縁墳墓等の発生疑いをできる限り早期の段階で把握し、使用者の現況確認を経て、次代への承継意向の確認につなげることによって無縁墳墓等の発生を抑制していくことが望ましい。適時の現況確認及び速やかな初動対応を行うに当たっては、使用者その他の縁故者に係る情報は不可欠である。

②公営墓地における無縁墳墓の解消（無縁改葬後の墓石の取扱い）

一旦発生した無縁墳墓等は、放置されることで蓄積が進む。無縁墳墓等の解消には、無縁改葬手続きを経て焼骨の移管・墓石の撤去が必要となる。平成28年度から令和2年度までの5年間に、公営墓地・納骨堂において無縁墳墓等の焼骨の移管・墓石撤去の着手にまで至った市町村は6.1%（47/765市町村）に留まり、あまり解消されていない。一方で、今後、公営墓地・納骨堂において、無縁改葬を進めていく意向のある市町村は高まりが見込まれている。

しかしながら、各実施者の裁量に任せた運用がなされている上、その実施者が留意すべき具体的な規定の範囲や内容も不明確なままとなっている。

（5）関連計画における墓地に関する事項の整理

関連計画における、墓地に関する事項を整理すると以下ようになります。

関連計画等における墓地に関する事項の整理

- ①公営墓地の整備を図り、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制を強化する。
- ②墓地の適正配置等を行い、快適な生活空間の創出を目指す。
- ③墓地の散在化防止と集約化を推進する。

第2章 北谷町の概要

2-1 位置

北谷町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約16kmに位置し、面積は13.91平方キロメートルとなっています。

本町は、北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市及び北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。

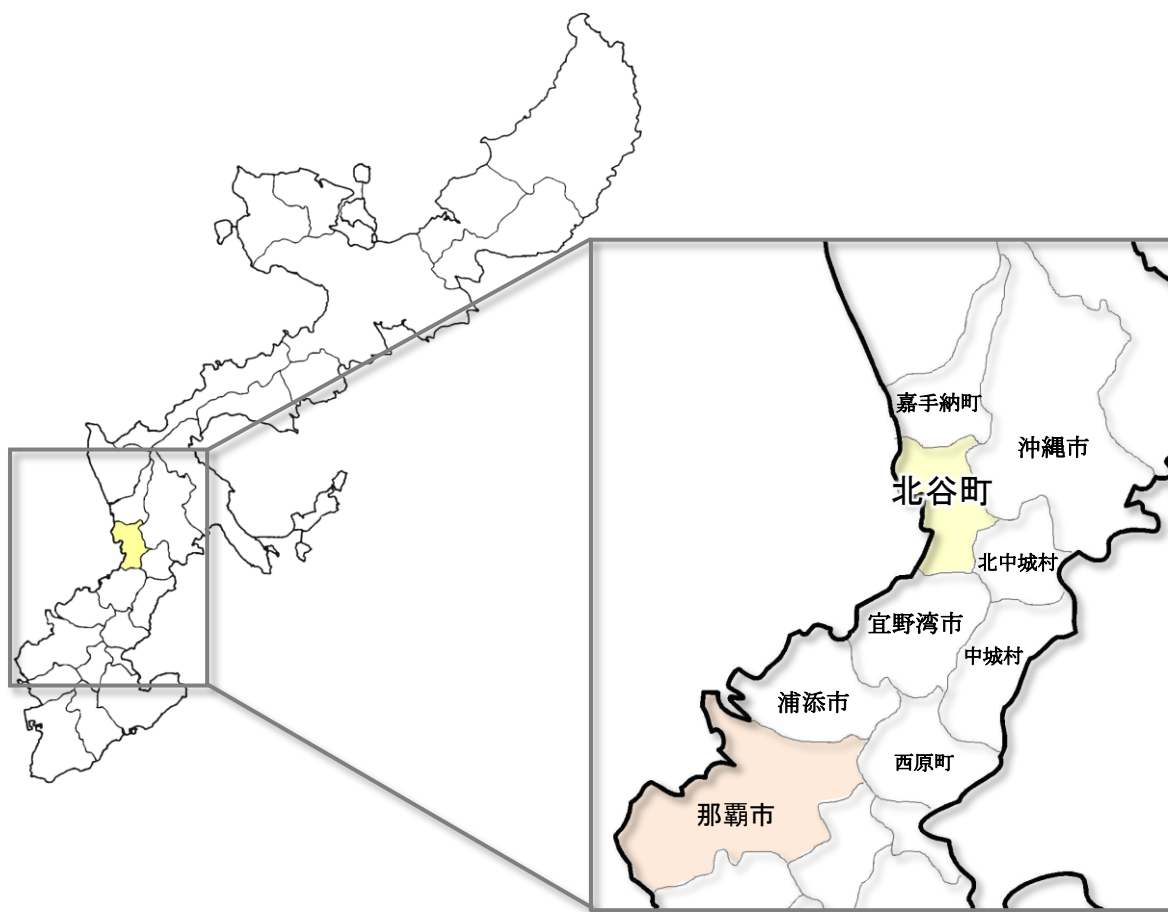


図 2.1 位置図

2-2 地理的、地形的特性など

北谷町には、西海岸側に「国道 58 号」が南北に縦断しており、「県道 23 号沖縄北谷線」、「県道 24 号線」及び「県道 130 号線」が東西に横断しています。

本町の地形は、東シナ海に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の 3 つに大別されます。

また、本町には、「普天間川」、「白比川」、の 2 つの二級河川が流れています。

町域には、米軍施設の「嘉手納飛行場」、「キャンプ桑江」、「陸軍貯油施設」及び「キャンプ瑞慶覧」があり、町域の約 51.6 パーセントを米軍施設が占めています。



図 2.2 北谷町概要図

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」
※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

2-3 人口、世帯数

令和5年度における北谷町の人口は、29,115人となっており、世帯数は13,125世帯となっています。

令和元年度から令和5年度までの推移を見ると、「人口」及び「世帯数」は増加傾向にありますが、「1世帯当たりの人員」は減少傾向にあり、核家族化が進行していることが推測されます。

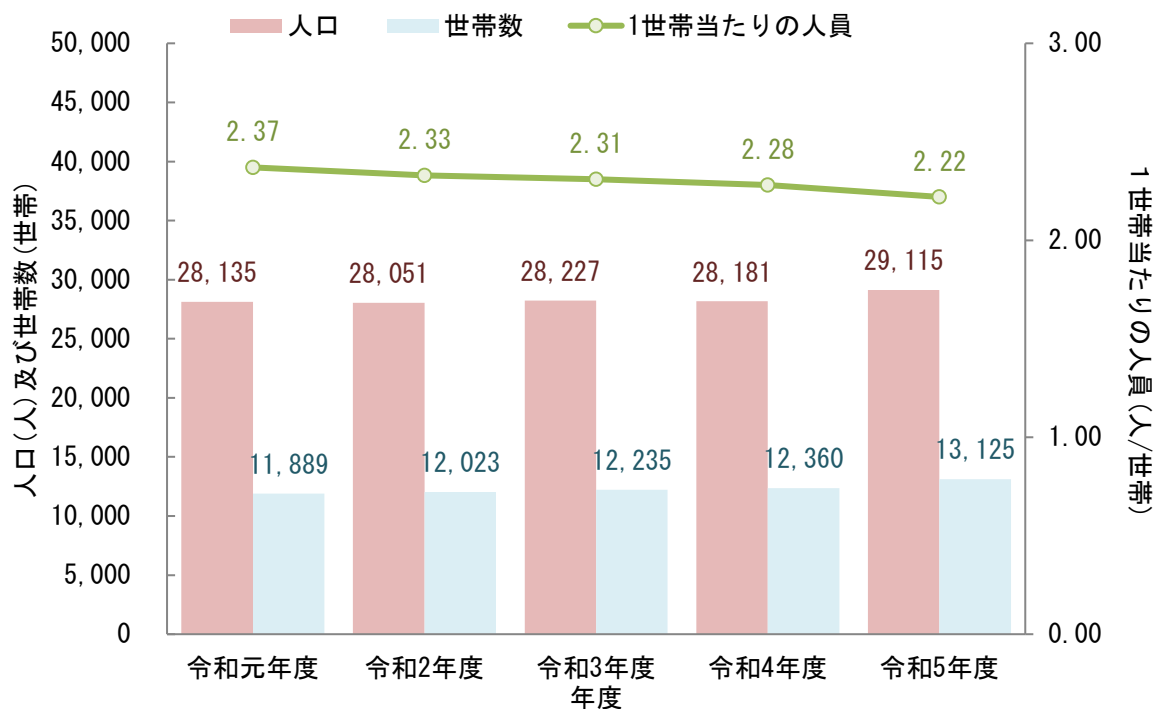


図 2.3 北谷町の「人口」及び「世帯数」の推移

表 2.1 北谷町の「人口」及び「世帯数」の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 (人)	28,135	28,051	28,227	28,181	29,115
世帯数 (世帯)	11,889	12,023	12,235	12,360	13,125
1世帯当たりの人員 (人/世帯)	2.37	2.33	2.31	2.28	2.22

出典：「住民基本台帳法による世帯人口表」北谷町ホームページ

※各年度の値は、3月末の値

表 2.2 行政区別人口及び世帯数の推移

行政区	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上勢区	人 口	4,032 人	4,000 人	3,995 人	3,974 人	3,963 人
	世 帯 数	1,565 世帯	1,577 世帯	1,596 世帯	1,611 世帯	1,645 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.58 人/世帯	2.54 人/世帯	2.50 人/世帯	2.47 人/世帯	2.41 人/世帯
桃原区	人 口	1,891 人	1,888 人	1,824 人	1,894 人	1,905 人
	世 帯 数	737 世帯	754 世帯	746 世帯	786 世帯	810 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.57 人/世帯	2.50 人/世帯	2.45 人/世帯	2.41 人/世帯	2.35 人/世帯
栄口区	人 口	2,846 人	2,939 人	2,895 人	2,797 人	2,774 人
	世 帯 数	1,145 世帯	1,192 世帯	1,192 世帯	1,172 世帯	1,191 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.49 人/世帯	2.47 人/世帯	2.43 人/世帯	2.39 人/世帯	2.33 人/世帯
桑江区	人 口	3,320 人	3,407 人	3,409 人	3,501 人	3,506 人
	世 帯 数	1,323 世帯	1,382 世帯	1,404 世帯	1,471 世帯	1,493 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.51 人/世帯	2.47 人/世帯	2.43 人/世帯	2.38 人/世帯	2.35 人/世帯
謝苅区	人 口	2,083 人	2,054 人	2,025 人	1,988 人	1,967 人
	世 帯 数	898 世帯	879 世帯	876 世帯	870 世帯	886 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.32 人/世帯	2.34 人/世帯	2.31 人/世帯	2.29 人/世帯	2.22 人/世帯
北玉区	人 口	968 人	962 人	948 人	917 人	876 人
	世 帯 数	420 世帯	422 世帯	419 世帯	413 世帯	405 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.30 人/世帯	2.28 人/世帯	2.26 人/世帯	2.22 人/世帯	2.16 人/世帯
宇地原区	人 口	1,071 人	1,084 人	1,120 人	1,113 人	1,069 人
	世 帯 数	488 世帯	506 世帯	515 世帯	509 世帯	503 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.19 人/世帯	2.14 人/世帯	2.17 人/世帯	2.19 人/世帯	2.13 人/世帯
北前区	人 口	2,823 人	3,145 人	3,121 人	3,141 人	3,091 人
	世 帯 数	1,358 世帯	1,561 世帯	1,573 世帯	1,592 世帯	1,593 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.08 人/世帯	2.01 人/世帯	1.98 人/世帯	1.97 人/世帯	1.94 人/世帯
宮城区	人 口	3,844 人	3,820 人	3,868 人	3,824 人	3,672 人
	世 帯 数	1,598 世帯	1,634 世帯	1,643 世帯	1,649 世帯	1,650 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.41 人/世帯	2.34 人/世帯	2.35 人/世帯	2.32 人/世帯	2.23 人/世帯
砂辺区	人 口	2,724 人	2,827 人	2,973 人	3,027 人	2,998 人
	世 帯 数	1,177 世帯	1,231 世帯	1,307 世帯	1,344 世帯	1,351 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.31 人/世帯	2.30 人/世帯	2.27 人/世帯	2.25 人/世帯	2.22 人/世帯
美浜区	人 口	2,533 人	2,724 人	2,838 人	2,880 人	3,294 人
	世 帯 数	1,180 世帯	1,273 世帯	1,358 世帯	1,387 世帯	1,598 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.15 人/世帯	2.14 人/世帯	2.09 人/世帯	2.08 人/世帯	2.06 人/世帯
合計	人 口	28,135 人	28,850 人	29,016 人	29,056 人	29,115 人
	世 帯 数	11,889 世帯	12,411 世帯	12,629 世帯	12,804 世帯	13,125 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.37 人/世帯	2.32 人/世帯	2.30 人/世帯	2.27 人/世帯	2.22 人/世帯

出典：「住民基本台帳法による世帯人口表」北谷町ホームページ

※各年度の値は、3月末日の値

年齢三区分別人口の推移では、年少人口（15歳未満）の構成比は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）の構成比は微減少傾向で推移しているのに対し、老年人口（65歳以上）の構成比は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることが推測されます。

表 2.3 北谷町の「年齢三区分別人口」の推移

年	年少人口 【15歳未満】	生産年齢人口 【15～64歳】	老年人口 【65歳以上】	総数
平成12年	5,434 (21.3%)	16,835 (67.3%)	2,909 (11.4%)	25,554 (100%)
平成17年	5,392 (20.1%)	17,599 (65.8%)	3,796 (14.1%)	26,848 (100%)
平成22年	5,034 (18.6%)	17,717 (65.3%)	4,360 (16.1%)	27,111 (100%)
平成27年	5,028 (17.9%)	17,925 (63.7%)	5,200 (18.5%)	28,153 (100%)
令和2年	4,781 (17.0%)	17,477 (62.0%)	5,943 (21.1%)	28,201 (100%)

出典：「国勢調査」総務省

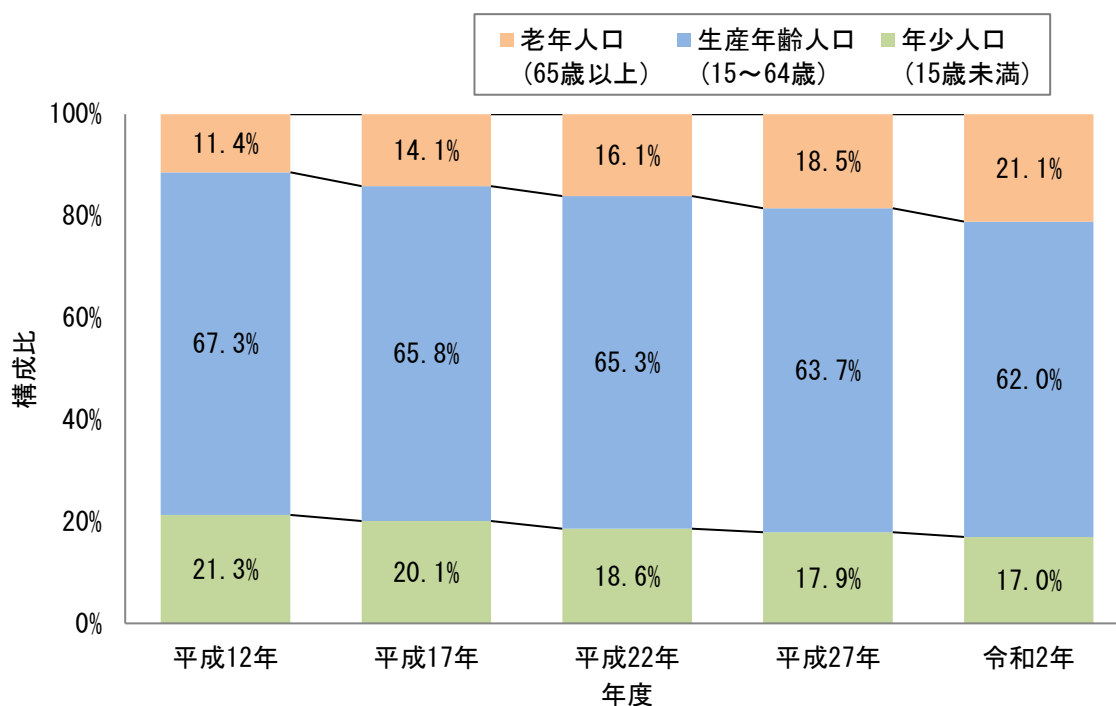


図 2.4 北谷町の「年齢三区分別人口」の推移

北谷町の年間死亡者数の推移は、平成25年から微増加傾向になり、令和5年では242人となっています。今後も高齢化が進み、多死社会が続くと推測されます。

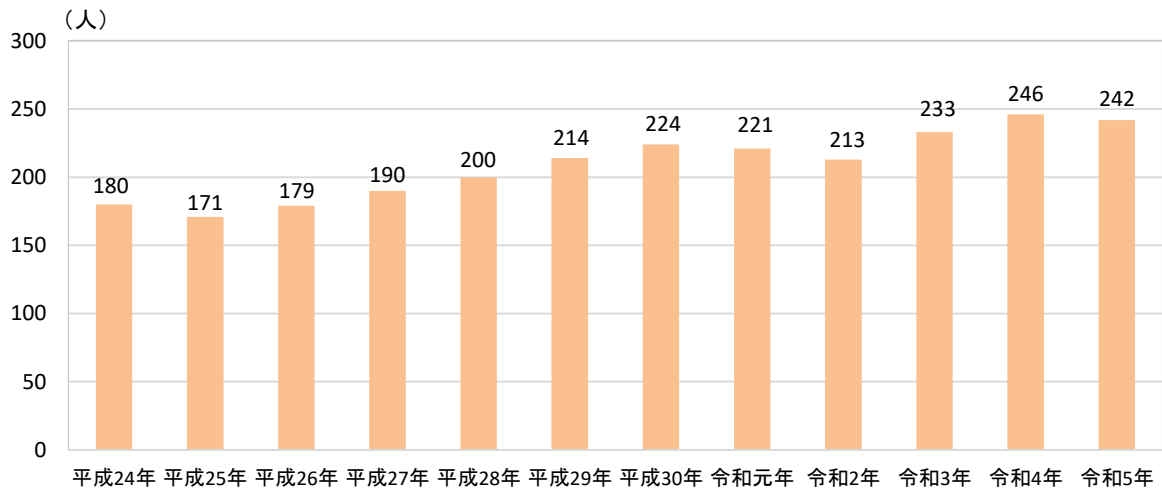


図 2.5 北谷町の死亡者数の推移

出典：「人口移動報告年報」沖縄県

2-4 産業

北谷町の就業者数は、平成7年から平成22年までは横ばいで推移し、平成27年から減少傾向にあり、令和2年で9,612人となっています。

産業別就業者数では、第1次産業は平成7年から令和2年まで全体の1%未満となっており、第2次産業は平成7年の1,751人から令和2年の1,318人へと微減少傾向がみられます。第3次産業の就業者数は全体の8割以上を占めており、平成22年から平成27年にかけて一旦減少したものの、概ね増加傾向で推移しています。

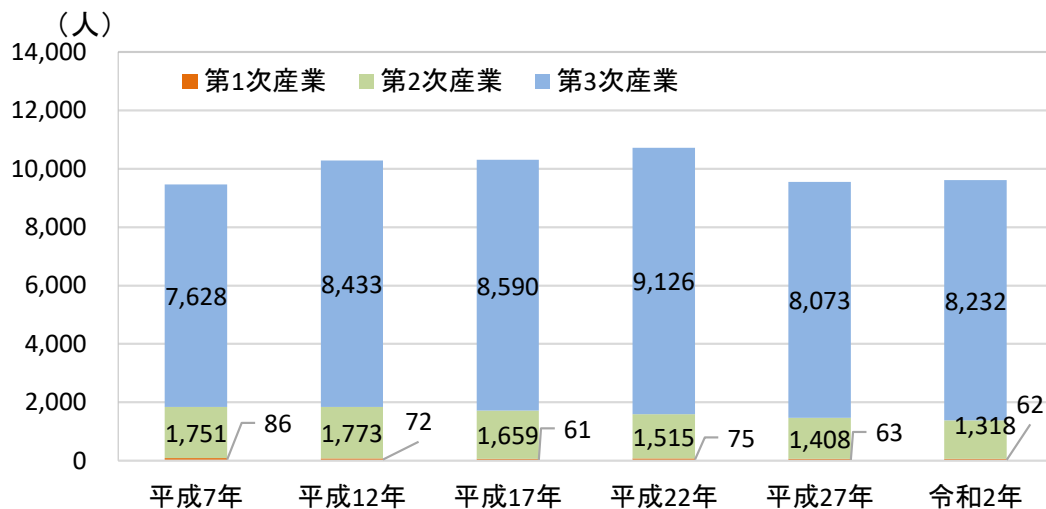


図 2.6 北谷町の産業別就業者数の推移

出典：「国勢調査」総務省

第3章 墓地等の現況

3-1 墓地と集落の変遷

沖縄戦以前には、北谷町域には23の集落がありましたが、終戦直後に米軍により町全域が接収されたため、多くの住民が戦前の集落から別の地域に移転を余儀なくされました。

終戦から数年後に桃原地域、謝苺地域の一部の土地が返還され、住宅地が形成されました。昭和48年(1973年)には、米軍施設以外の土地に住宅地が広がり、現在に至っています。

墓地についても戦前の集落と同様に移転を余儀なくされました。

このように北谷町では、利用できる町域が限られた中で住宅地と墓地を形成したために、住宅地と近接して墓地がある現在の状況に至っています。

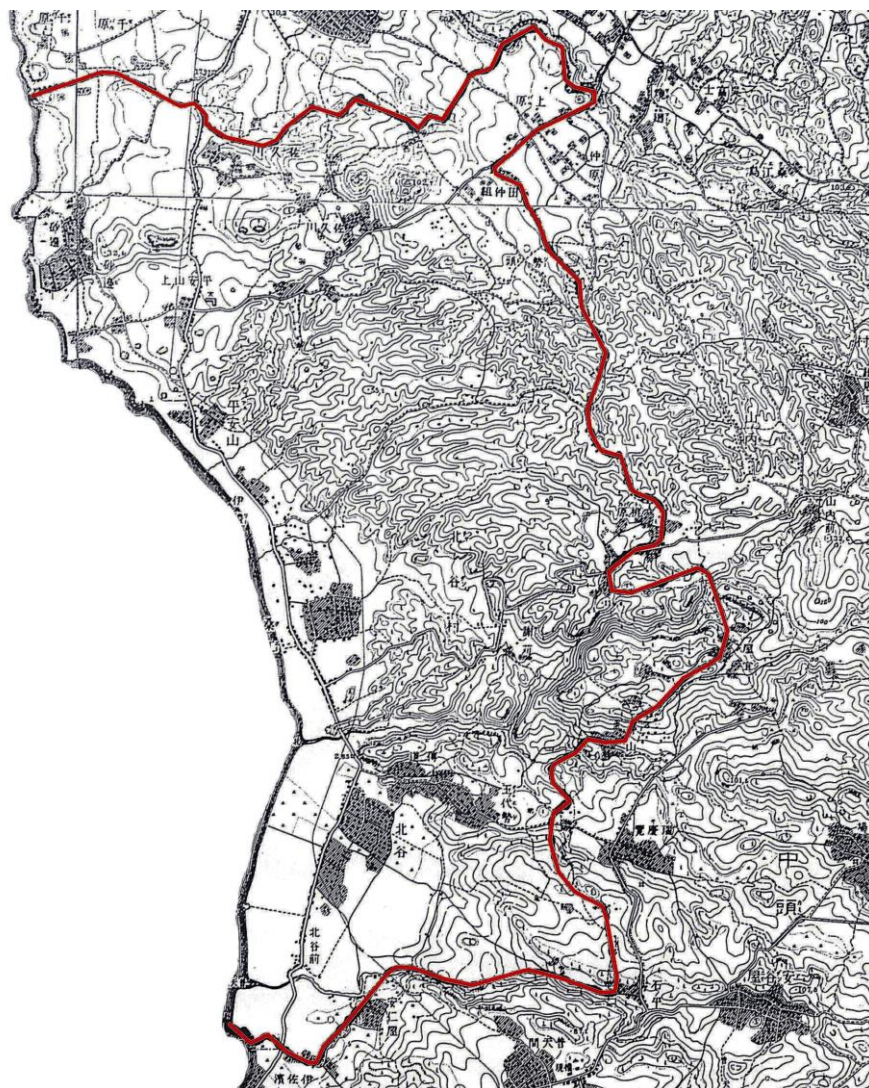


図 3.1.1 大正8年(1919年)時の北谷町

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



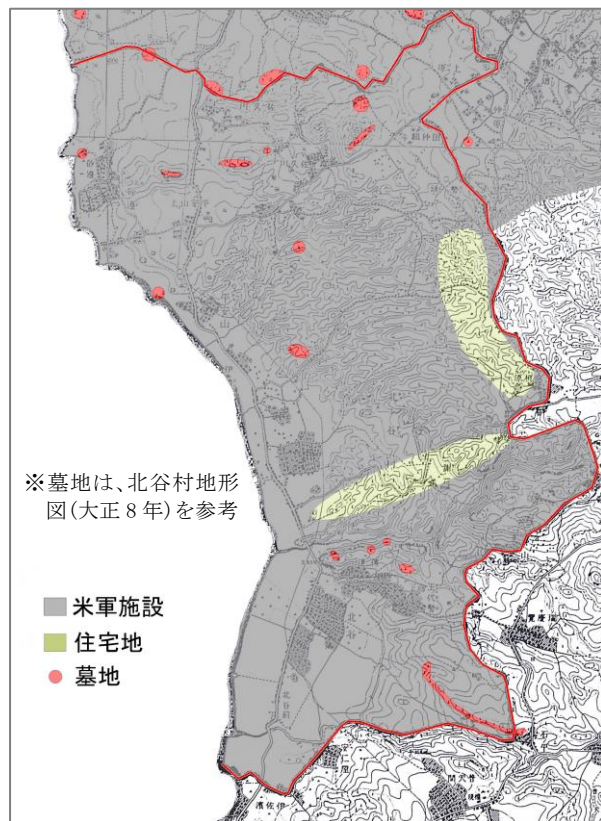
図 3. 1. 2 戦時中の北谷町域(1945 年 2 月)

引用：「北谷町の地名－戦前の北谷町の姿－」平成 18 年 3 月 北谷町教育委員会



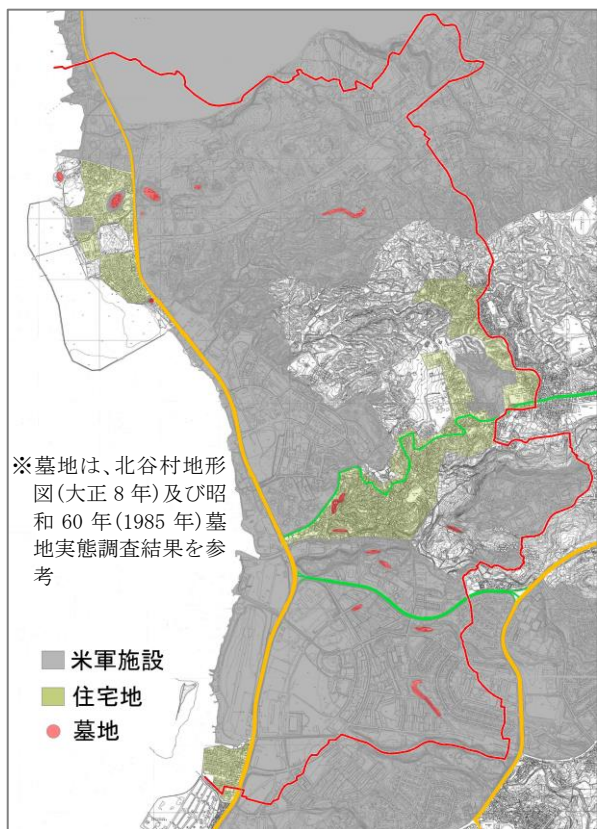
大正8年(1919年)の集落と墓地

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



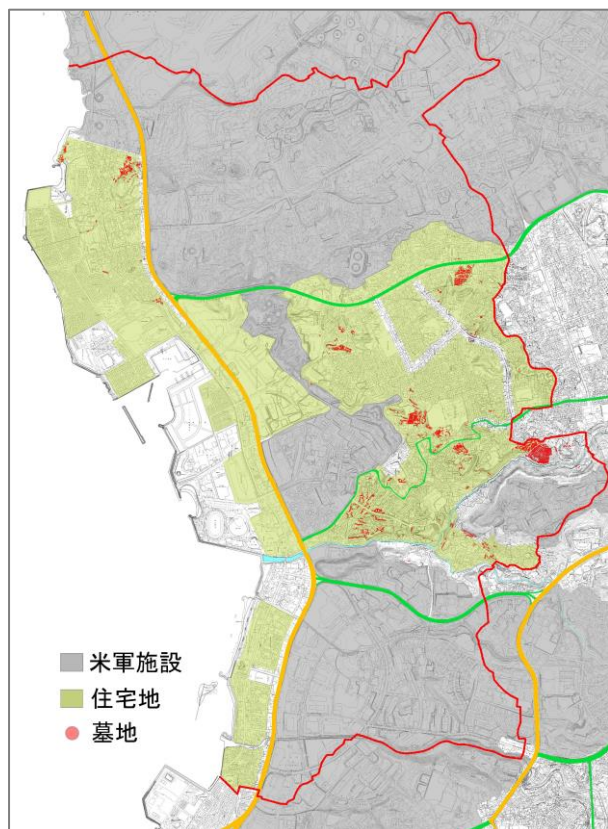
戦後の住宅地と墓地

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



昭和46年(1971年)の住宅地と墓地

引用:昭和46年(1971年)国土地理院地形図



令和6年(2024年)の住宅地と墓地

※令和6年の住宅地は、都市計画図の住居専用地域・住居地域を表示

図3.1.3 墓地と集落の変遷

3-2 墓地実態調査結果

3-2-1 調査方法

墓地実態調査について、航空写真（令和6年撮影）と地形図や地積図を参考に墓地台帳に記載されている既知の墓地の位置を確認し、調査員が現地にて管理状況等の確認や写真撮影を行いました。また、墓地台帳に掲載された写真を参考にして変更や廃止のある場合には、その状況を記録しました。

新規墓地については、上記と同様に航空写真等を参考におおまかな墓地の位置を確認し、調査員が現地にて調査票の調査項目に従い、墳墓の形態（デザイン）、素材、面積などの調査項目を調査し、当該墓地を地図上にプロットしました。また、当該墓地の状況がわかるように写真を撮影しました。

調査範囲は、米軍施設を除く北谷町域を調査しました。

墓地調査票を以下に示します。

地図番号	墓地番号	地区	調査年月日 令和 年 月 日	銘碑	
				屋号など	〇〇之墓
1. 墓地の形態	デザイン	□横穴式（山や丘等に寄り添って建立） ①洞穴墓・掘込墓 ②亀甲墓 ③破風墓・平茸墓			
		□平地式（平地に建立） ④家型墓 ⑤塔式墓 ⑥箱型墓			
		□その他 ⑦その他（ ）			
	墳墓の素材	①コンクリート ②琉球石灰岩 ③御影石等 ④現地地盤 ⑤その他（ ）			
2. 墓地の規模	墓地の面積：（ m × m）				
	前庭の広さ：墓地面積の ①約2/3 ②約1/2 ③約1/3 ④約1/4 ⑥前庭無し ⑤その他（ ）				
3. 管理状況	①管理されていると想定される ②管理されていると想定されるがゴミ等の投棄がみられる ③何年も管理されていないと想定される ④不明				
4. 墓地の構造	①障壁又は生け垣等で境界が設けられている。 ②雨水等の滞留を防止する構造となっている。 ③墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。 ④緑地がある。 ⑤専用駐車場がある。 ※複数の条件に該当する可能性がある。				
備 考					
写真撮影確認	☐ 全体の状況がわかる全景写真 ☐ 墳墓の詳細がわかる近景写真 ☐ 銘碑の写真 ☐ その他				

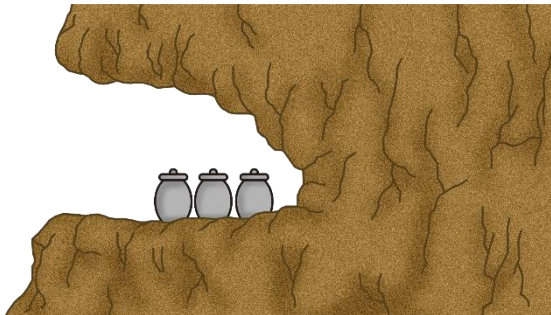
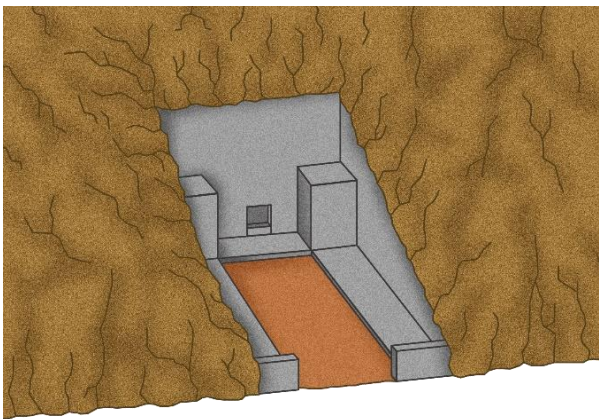
※この調査票は、北谷町から委託を受けた 一般財団法人沖縄県環境科学センター が調査で使用しているものです。（調査期間：R6年9月～R6年12月）
 拾われた方は一般財団法人沖縄県環境科学センター 電話 098-875-1941 までご連絡下さい（未記入の場合は破棄してかまいません）。

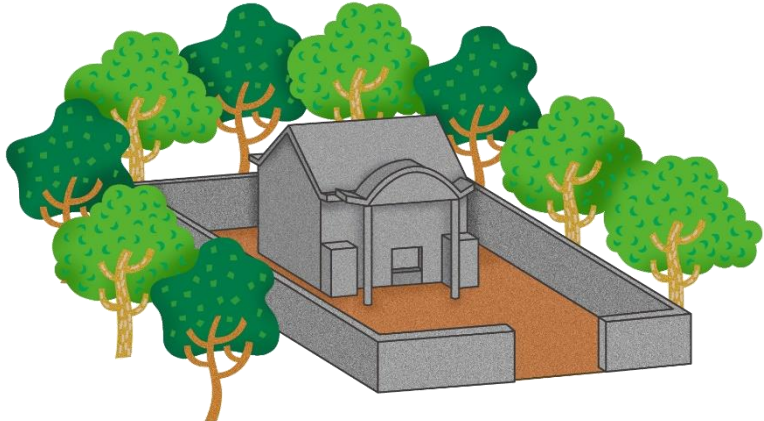
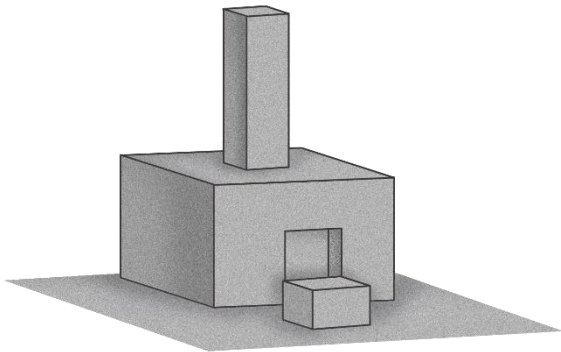
図 3.2.1 墓地調査票

3-2-2 墓地台帳の作成

墓地調査票を基に、調査した墓地ごとに墓地台帳を作成しました。

墓地台帳に整理した項目は、下記のとおりです。

項目	内容
(1) 地図番号	墓地分布図での地図番号を記載しています。
(2) 墓地番号	地図の図葉内での墓地番号を記載しています。
(3) 行政区	墓地が位置する行政区を記載しています。
(4) 銘碑 屋号	銘碑に「屋号」が明記されている場合に記載しています。
(5) 銘碑 ○○之墓	銘碑に「○○○之墓」が明記されている場合に記載しています。
(6) デザイン	デザイン(墳墓の形態)について、下記の①～⑦の種類に分類し、記載しています。 ①横穴式：洞窟墓・堀込墓 ②横穴式：亀甲墓 ③横穴式：破風墓・平葺墓 ④平地式：家型墓 ⑤平地式：塔式 ⑥平地式：箱型 ⑦その他
【洞窟墓】 自然の洞窟を利用し、遺骨を保管しているお墓です。 また、洞窟の入口を石などで閉じたものは、洞窟囲込墓又は岩穴囲込墓と呼ばれています。	
【堀込墓】 丘や斜面を彫り込んだお墓です。前面は石積や漆喰などで閉じられています。	

項目	内容
【亀甲墓】 屋根が亀の甲羅の様な形をしているお墓です。亀甲墓の形状は、母親の胎内を表しており「人間は母親の胎内から出て、一生を終えて再び胎内に入る」という中国大陆から伝わった墓地風水の思想によるものと言われています。	
【家型墓】 家の形をしているお墓です。近年、最も多く見られる形態です。	
【塔式墓】 箱型墓の上に石塔を建てたお墓です。	
(7) 墳墓の素材	墳墓の素材について、下記の①～⑤の種類に分類し、記載しています。 ①コンクリート ②琉球石灰岩 ③御影石等 ④現地地盤 ⑤その他
(8) 墓地の面積	墳墓の面積については、調査員が現地にて簡易計測を行い、墓地の奥行き×墓地の幅により算定した値を記載しています。
(9) 前庭の広さ	前庭の広さについては、下記の①～⑥に分類し、記載しています。 墓地面積の ①約 2/3 ②約 1/2 ③約 1/3 ④約 1/4 ⑤その他 ⑥前庭無し

項目	内容
(10) 墳墓数	墳墓数については、墓地内にある小墳墓を合わせて記載しています。
(11) 管理状況	管理状況については、下記の①～④に分類し、記載しています。 ①管理されていると想定される。 ②管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。 ③何年も管理されていないと想定される。 ④不明
(12) 立地状況	立地状況については、下記の①～⑤に分類し、記載しています。なお、立地状況については、地図上での簡易的な確認によるものです。立地状況の分類については、中部広域都市計画用途地域を基に分類しています。 ①住居専用地域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 ②住居地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 ③商業系用地：隣商業地域、商業地域 ④工業系用地：準工業地域 ⑤無指定地：用途地域の指定がされていない地域
(13) 墓地の設置場所の基準に対する適応状況	墓地の設置場所の基準に対する適応状況を、下記の①～⑤に分類し、記載しています。なお、当該適用状況については、地図上での簡易的な確認によるものです。 ①国道、県道、主要道路から 30m以内にある。 ②河川から 30m以内にある。 ③公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。 ④地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の中にある。 ⑤水源地付近にある。(水源を汚染する可能性がある。) ※「墓地の設置場所の基準」は、①～⑤に該当しないこととなっています。 ※①については、国道、県道について調査しています。
(14) 墓地の構造基準に対する適応状況	墓地の構造基準に対する適応状況を、下記の①～⑤に分類し、記載しています。 ①障壁又は生垣等で境界が設けられている。 ②雨水等の滞留を防止する構造となっている。 ③墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。 ④緑地がある。 ⑤専用駐車場がある。 ※「墓地の構造基準」は、①～④に該当することとなっています。
(15) 備考	同じ墓地に複数の墳墓がある場合や空墓などの特記事項を記載しています。
(16) 写真	当該墓地の状況がわかる写真、銘碑の写真(銘碑がある場合)、小墳墓の写真(小墳墓がある場合)などを掲載しています。

3-2-3 調査項目ごとの集計

(1) 墳墓数及び墓地面積

墓地実態調査の結果から、北谷町内(米軍施設内を除く。)にある墳墓の数は 2,801 基^{※1}であり、平均墓地面積は、約 28 平方メートルとなっています。

表 3.2.1 墳墓数 及び 墓地面積

令和 6 年度		平成 26 年度 (参考値)	
墳墓数	平均墓地面積	墳墓数	平均墓地面積
2,801 基 ^{※1}	約 28 m ²	2,657 基 ^{※2}	約 29 m ²

※1 主墳墓の側に設置されている小墳墓は除く。

※2 平成26年度調査では、当時26基の未記録墳墓があるため、調査項目ごとの集計には含まれていない。

(2) 行政区別墳墓数

行政区別墳墓数を以下に示します。

最も墳墓数が多いのは、謝苅区の 1,130 基(40.3%)となっており、次いで桑江区の 365 基(13.0%)、宇地原区の 344 基(12.3%)となっています。

謝苅区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があるため、墳墓数が多くなっています。

表 3.2.2 行政区別墳墓数

行政区	令和6年度		平成26年度 (参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
1. 上 勢	327	11.7	329	12.4
2. 桃 原	12	0.4	12	0.5
3. 栄 口	69	2.5	64	2.4
4. 桑 江	365	13.0	363	13.7
5. 謝 苅	1,130	40.3	1,107	41.7
6. 北 玉	223	8.0	158	5.9
7. 宇地原	344	12.3	332	12.5
8. 北 前	0	0.0	0	0.0
9. 宮 城	0	0.0	0	0.0
10. 砂 辺	331	11.8	292	11.0
11. 美 浜	0	0.0	0	0.0
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

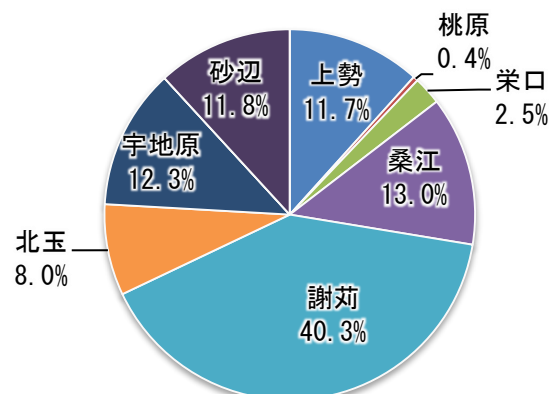


図 3.2.2 行政区別墳墓数 (令和 6 年度)

(3) デザイン(墳墓の形態)

デザイン別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

最も多いデザイン(墳墓の形態)は、「平地式：家型墓」の2,105基(75.2%)となっており、次いで「横穴式：破風墓・平葺墓」の422基(15.1%)、「横穴式：洞窟墓・堀込墓」の144基(5.1%)となっています。

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式：家型墓」が多いと考えられます。

表 3.2.3 デザイン別墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 横穴式：洞窟墓・堀込墓	144	5.1	142	5.3
② 横穴式：亀甲墓	46	1.6	48	1.8
③ 横穴式：破風墓・平葺墓	422	15.1	445	16.7
④ 平地式：家型墓	2,105	75.2	1,944	73.2
⑤ 平地式：塔式	55	2.0	46	1.7
⑥ 平地式：箱型	29	1.0	32	1.2
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

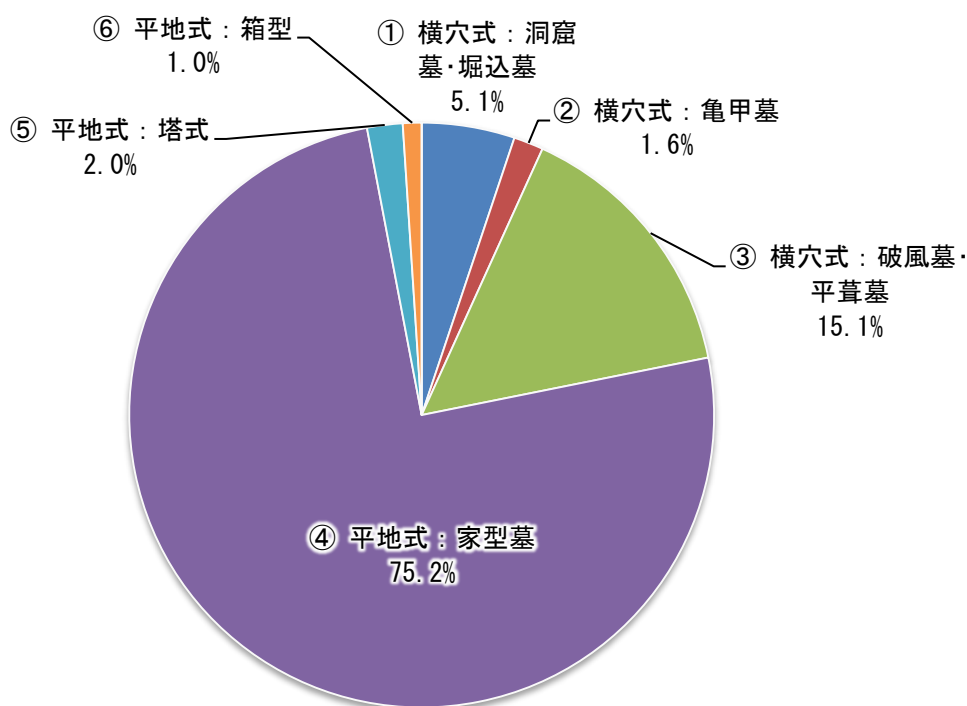


図 3.2.3 デザイン別墳墓数(令和6年度)

(4) 墳墓の素材

素材別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

最も多い墳墓の素材は、「コンクリート」の2,045基(73.0%)となっており、次いで「御影石等」の563基(20.1%)、「琉球石灰岩」の168基(6.0%)となっています。

墳墓の素材については、デザイン(墳墓の形態)と同様に、戦後に建てられたものが多いため「コンクリート」が多いと考えられます。

表 3.2.4 素材別墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① コンクリート	2,045	73.0	2,102	79.1
② 琉球石灰岩	168	6.0	172	6.5
③ 御影石等	563	20.1	357	13.4
④ 現地地盤	25	0.9	26	1.0
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

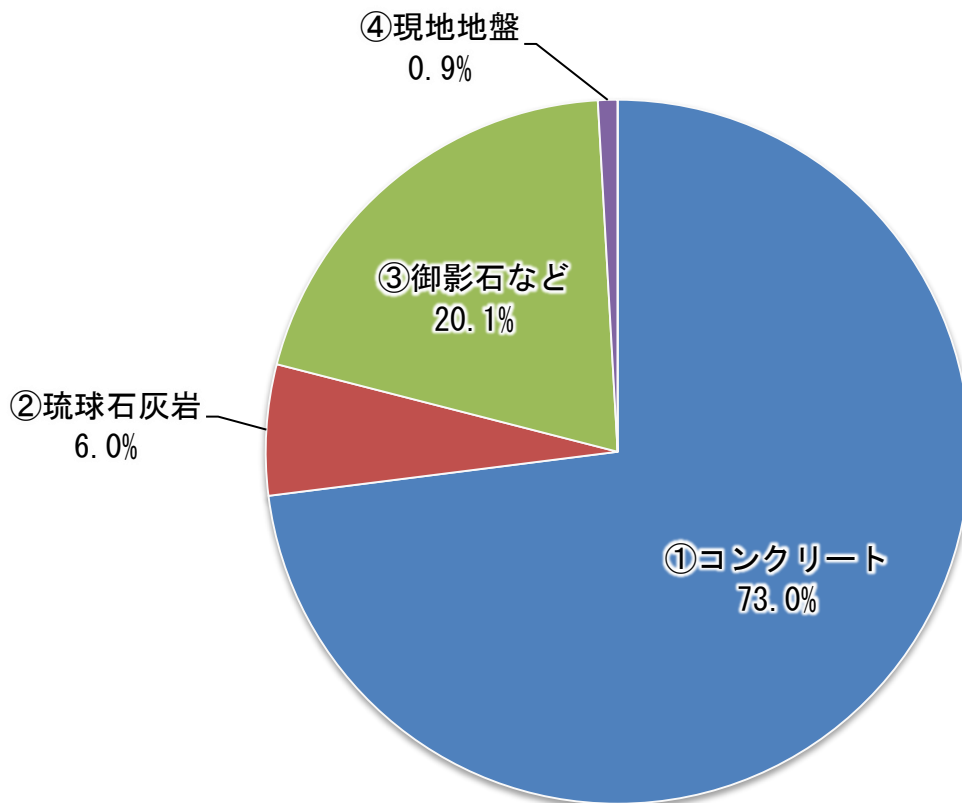


図 3.2.4 素材別墳墓数(令和6年度)

(5) 前庭の広さ

前庭の広さ別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

墓地面積の約 1/2 の広さの前庭が 2,152 基(76.8%)と最も多く、次いで約 2/3 が 364 基(13.0%)、約 1/3 が 123 基(4.4%)となっています。

表 3.2.5 前庭の広さ別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度 (参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 約 2/3	364	13.0	304	11.4
② 約 1/2	2,152	76.8	2,075	78.1
③ 約 1/3	123	4.4	122	4.6
④ 約 1/4	23	0.8	24	0.9
⑤ その他	93	3.3	91	3.4
⑥ 前庭無し	46	1.6	41	1.5
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

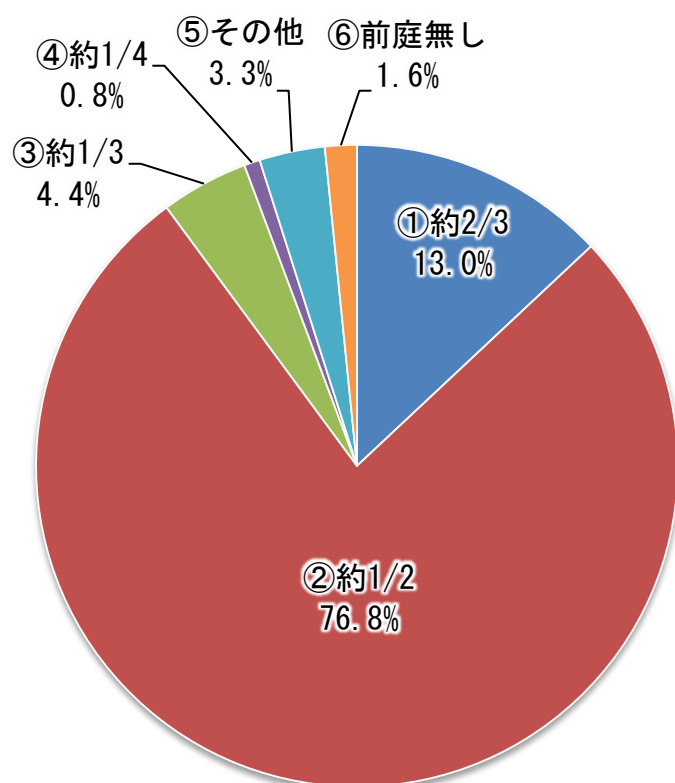


図 3.2.5 前庭の広さ別墳墓数(令和6年度)

(6) 管理状況

管理状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

管理状況については、「管理されていると想定される」が 2,635 基(94.1%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

また、無縁墓の可能性が高い「何年も管理されていないと想定される」が 160 基(5.7%)となっています。

表 3.2.6 管理状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 管理されていると想定される。	2,635	94.1	2,551	96.0
② 管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。	5	0.2	32	1.2
③ 何年も管理されていないと想定される。	160	5.7	72	2.7
④ 不明	1	0.0	2	0.1
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

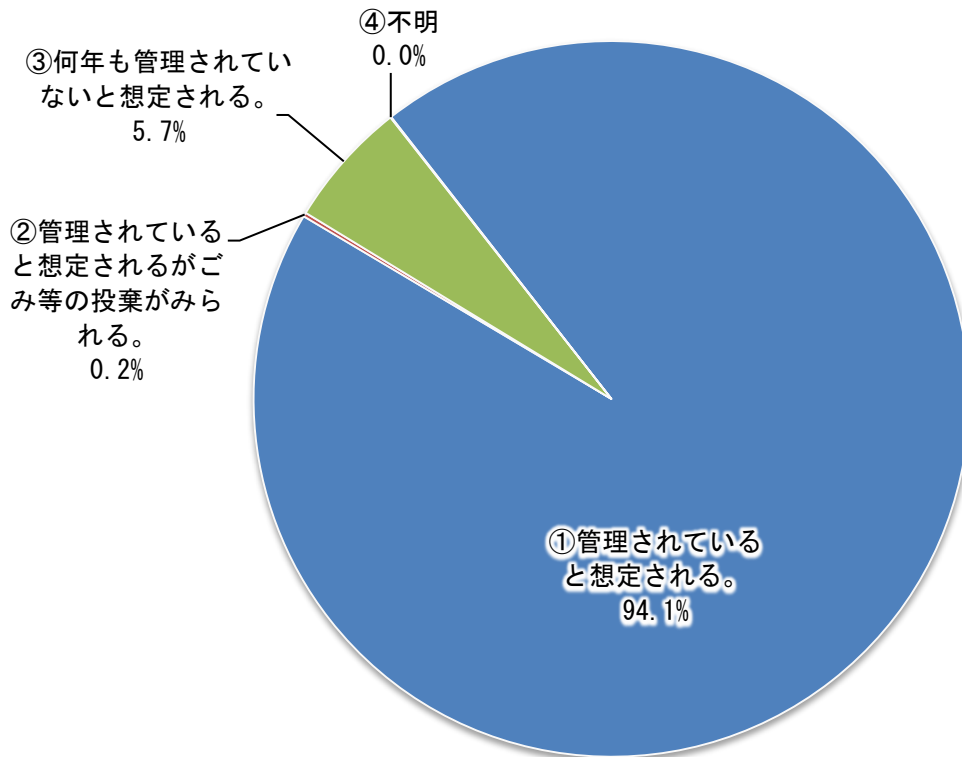


図 3.2.6 管理状況別墳墓数(令和6年度)

(7) 立地状況

立地状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

立地状況については、「住居専用地域」が1,860基(66.4%)と最も多く、次いで「無指定地」が661基(23.6%)、「住居地域」が275基(9.8%)となっています。

また、急傾斜地崩壊危険区域内にある墳墓は、62基となっています。

表 3.2.7 立地状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 住居専用地域	1,860	66.4	1,811	68.2
② 住居地域	275	9.8	240	9.0
③ 商業系用地	5	0.2	7	0.3
④ 無指定地	661	23.6	599	22.5
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

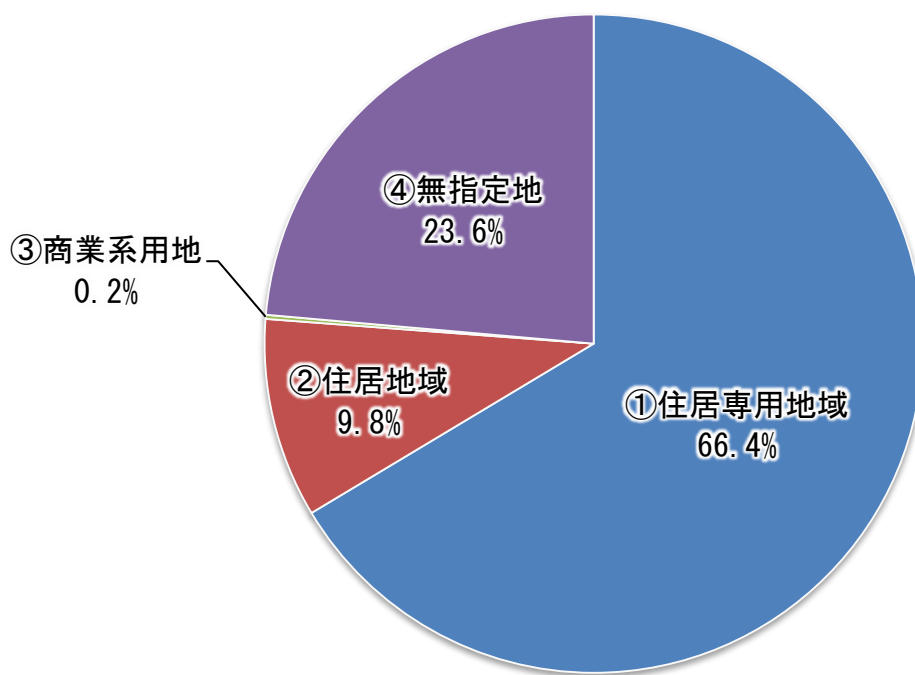


図 3.2.7 立地状況別墳墓数(令和6年度)

(8) 墓地の設置場所の基準に対する適応状況

墓地の設置場所の基準に対する適応状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。なお、墓地によっては複数の項目に該当する場合があります。

墓地の設置場所の基準では、①～⑤に該当しないこととなっています。

墓地の設置場所の基準に対する適応状況については、「③公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。」が2,252基(80.4%)と最も多く、次いで「①国道、県道、主要道路から30m以内にある。」が85基(3.0%)、「②河川から30m以内にある。」が84基(3.0%)となっています。

北谷町の墳墓は、住宅地と近接しているため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。」が多くなっています。

表 3.2.8 墓地の設置場所の基準に対する適応状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数※(基)	構成比※(%)	墳墓数※(基)	構成比※(%)
① 国道、県道、主要道路から 30m以内にある。※	85	3.0	89	3.3
② 河川から 30m以内にある。	84	3.0	70	2.6
③ 公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。	2,252	80.4	2,178	82.0
④ 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の中にある。	62	2.2	60	2.3
⑤ 水源地付近にある。(水源を汚染する可能性がある。)	0	0.0	0	0.0

※墳墓数については、2801基のうち該当する墳墓数を記載しています。

※構成比については、2801基を100%とし、該当する墳墓数の構成比を表しています。

※①については、国道及び県道から30m以内にある墓地を調査した。

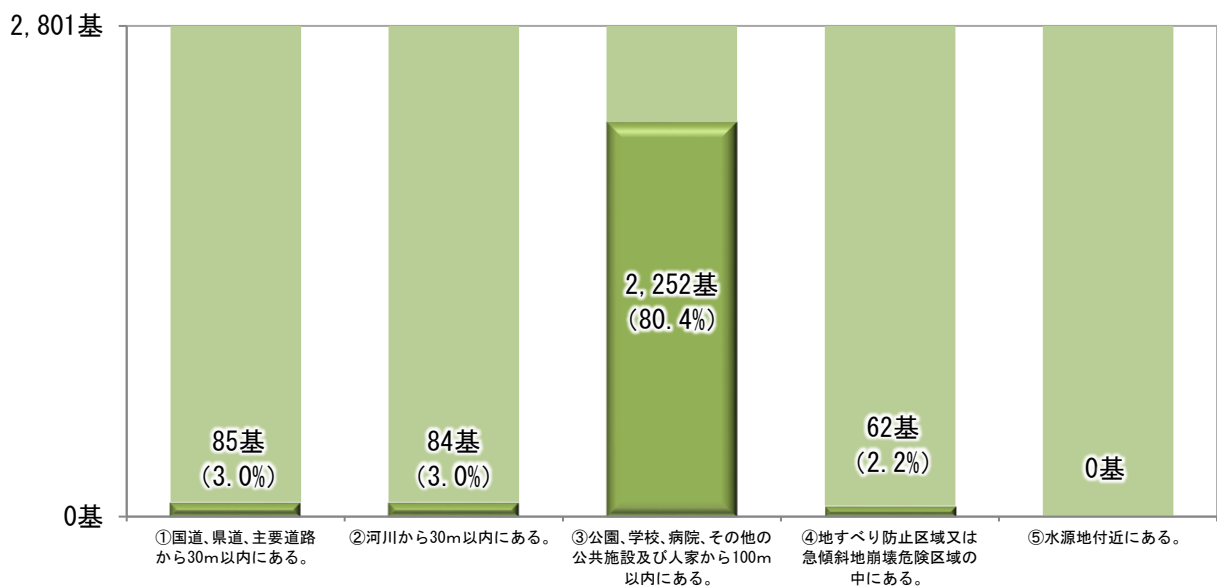


図 3.2.8 墓地の設置場所の基準に対する適応状況別墳墓数(令和6年度)

(9) 墓地の構造基準に対する適応状況

墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。なお、墓地によっては複数の項目に該当する場合があります。

墓地の構造基準では、①～④に該当することとなっています。

墓地の構造基準に対する適応状況については、「①障壁又は生け垣等で境界が設けられている。」が2,741基(97.9%)と最も多く、次いで「②雨水等の滞留を防止する構造となっている。」が2,685基(95.9%)となっています。

表 3.2.9 墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数※(基)	構成比※(%)	墳墓数※(基)	構成比※(%)
①障壁又は生け垣等で境界が設けられている。	2,741	97.9	2,588	97.4
②雨水等の滞留を防止する構造となっている。	2,685	95.9	2,530	95.2
③墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。	7	0.2	7	0.3
④緑地がある。	156	5.6	162	6.1
⑤専用駐車場がある。	460	16.4	399	15.0

※墳墓数については、2,801基のうち該当する墳墓数を記載しています。

※構成比については、2,801基を100%とし、該当する墳墓数の構成比を表しています。

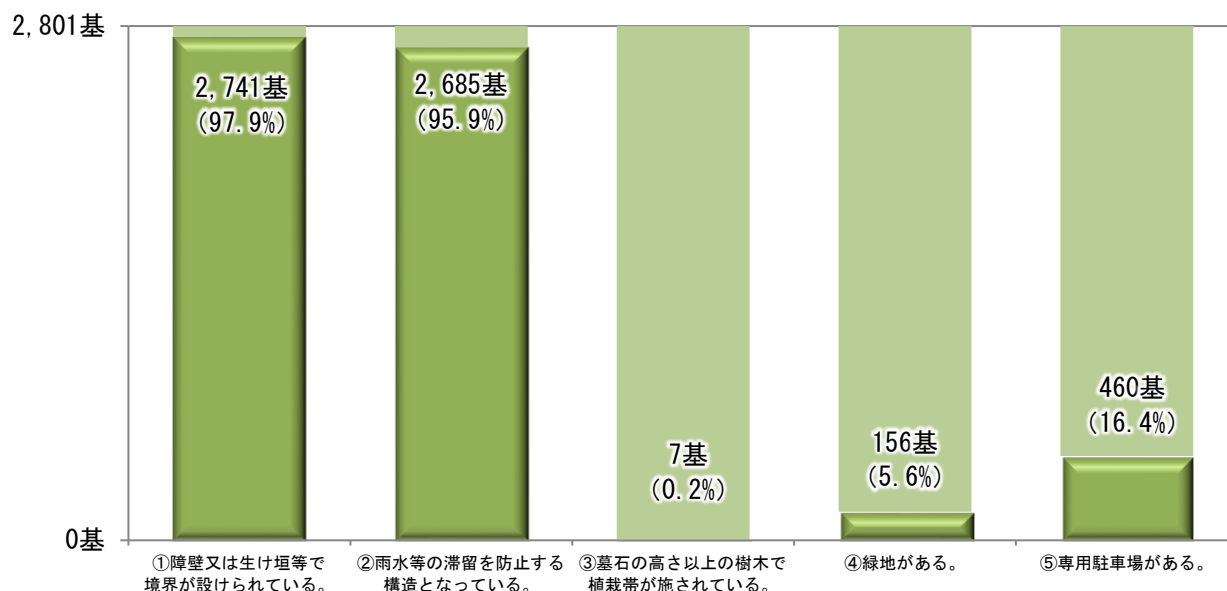


図 3.2.9 墓地の構造基準に対する適応状況別墳墓数(令和6年度)

3-2-4 墓地分布図

(1) 墓地の分布状況

墓地分布図を以下に示します。

北谷町の墓地の分布状況は、北前区、宮城区、美浜区以外に墓地が分布しています。

上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。

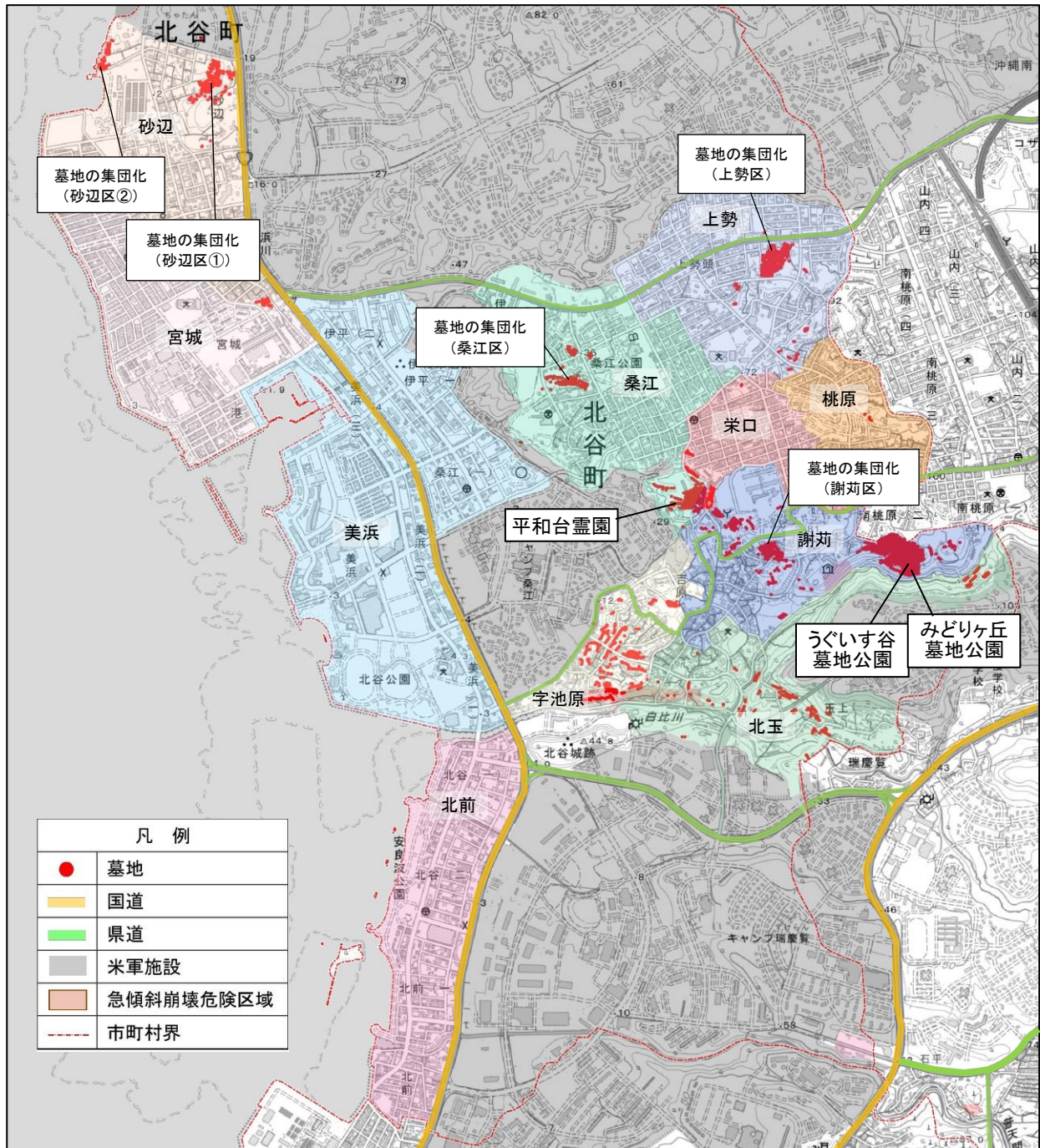


図 3. 2. 10 墓地分布図(行政区)

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

一部の墓地が集団化している上勢区、桑江区、謝苺区及び砂辺区の状況を以下に示します。



図 3. 2. 11 墓地の集団化の状況(上勢区)



図 3. 2. 12 墓地の集団化の状況(桑江区)



図 3. 2. 13 墓地の集団化の状況(桑江区 平和台霊園)



図 3.2.14 墓地の集団化の状況(謝苺区)



図 3.2.15 墓地の集団化の状況(謝苺区 うぐいす谷墓地公園)



図 3.2.16 墓地の集団化の状況(砂辺区①)



図 3.2.17 墓地の集団化の状況(砂辺区②)

(2) 墓地の散在化状況

北前区、宮城区及び美浜区以外の墓地のある行政区において、墓地の散在化が見られます。

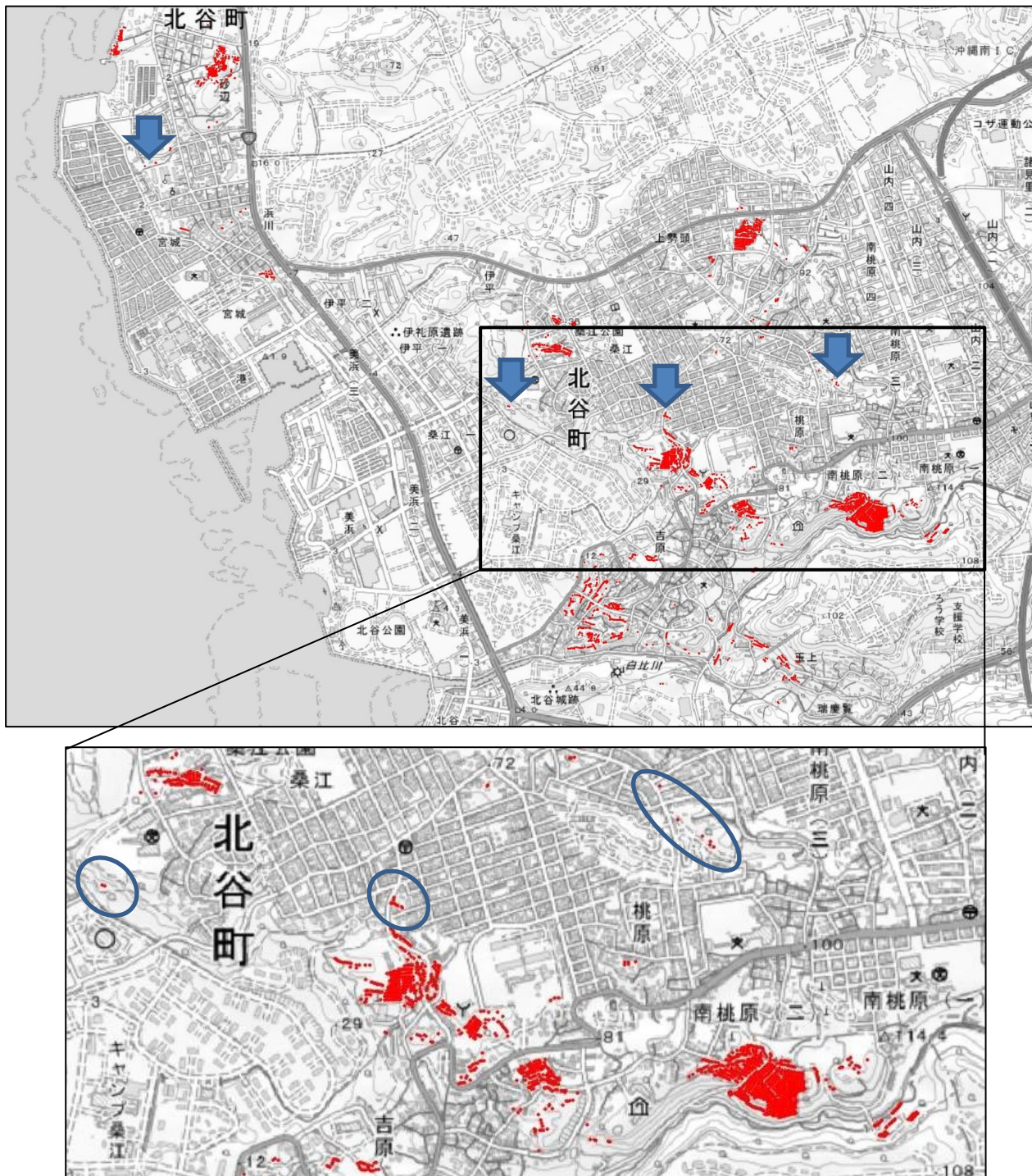


図 3.2.18 墓地の散在化の状況

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

3-2-5 墓地実態調査結果 総括

墓地実態調査結果から、北谷町の墓地の現況特性は、以下のとおりです。

(1) 墳墓数

過去の北谷町による墓地実態調査の調査結果及び本業務での調査結果を下表に示します。

米軍施設内及び小墳墓を除いた墳墓数は、昭和60年(1985年)から平成8年(1996年)の10年間では387基(約38基/年)増加、平成8年(1996年)から平成26年(2014年)の17年間では551基(約32基/年)の増加、平成26年(2014年)から令和6年(2024年)の10年間で118基(約12基/年)の増加となっています。

表 3.2.10 北谷町の墳墓数

調 査 年	墳 墓 数	備 考
昭和60年(1985年)	1,745 基	
平成8年(1996年)	2,132 基	
平成26年(2014年)	2,683 基	小墳墓 271 基
令和6年(2024年)	2,801 基	小墳墓 206 基

※米軍施設内の墳墓数は除く

※平成26年調査の墳墓数は、当時の未記録26基を含む。(P.21の「平成26年度(参考値)2,657基」は、項目毎の比較のため、当該未記録分を含めていない。)

(2) 墓地の集団化

北谷町の墓地の分布状況は、謝苺区、桑江区、砂辺区及び上勢区に「墓地の集団化」が見られます。

「墓地の集団化」が見られる、謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があり、上勢区には、米軍施設からの移転による墓地があります。

なお、町内の墓地公園などは、現在管理者がいらないため、各墳墓の所有者が管理しており、実質的には個人墓となっています。

(3) 墓地の散在化

北谷町内には、「墓地の散在化」が見られる箇所があります。

墓地の散在化が見られる箇所では、今後、隣接して墓地が設置される可能性がある箇所があります。

(4) デザイン(墳墓の形態)及び素材

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式：家型墓」が最も多く、素材も「コンクリート」が最も多くなっています。

(5) 管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が 2,635 基(94.1%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

しかし、清明祭などの後にごみの投棄が見られ衛生上問題となる箇所があります。

(6) 墓地の設置場所

北谷町の墳墓は、住宅地と近接しているため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。」が 2,252 基(80.48%)と全体の約 8 割を占めています。

3-3 住民意向調査結果

3-3-1 調査概要

墓地については、地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見などを把握するために、アンケート調査を実施しました。アンケート調査は令和元年度にも実施しており、意識の変化を把握できるように設問を設定して行っています。

住民調査(アンケート調査)は、郵送により調査票を配布、回収しています。アンケート調査票の表紙に Web アンケートの案内を掲載し、回収率の向上を図りました。

住民調査(アンケート調査)の概要は、以下のとおりです。

①調査期間

令和6年10月31日から令和6年11月29日まで

②調査対象

北谷町内の一般世帯（町民2,500人を無作為抽出）

③配布・回収方法

配布：郵送により配布

回収：郵送により回収、Web 調査結果を収集

④アンケート調査票の配布・回収状況

総配布数：2,500 票

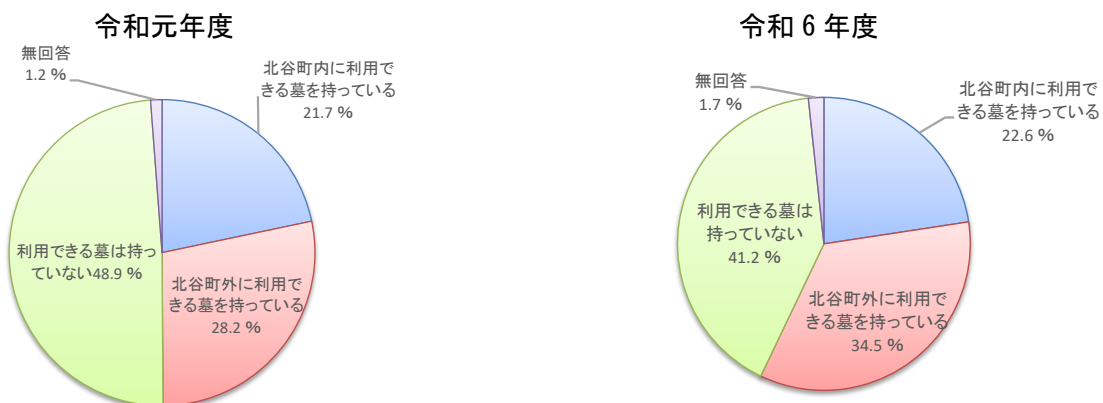
回収数：563 票

回収率：22.5%

3-3-2 住民調査(アンケート調査)結果 総括

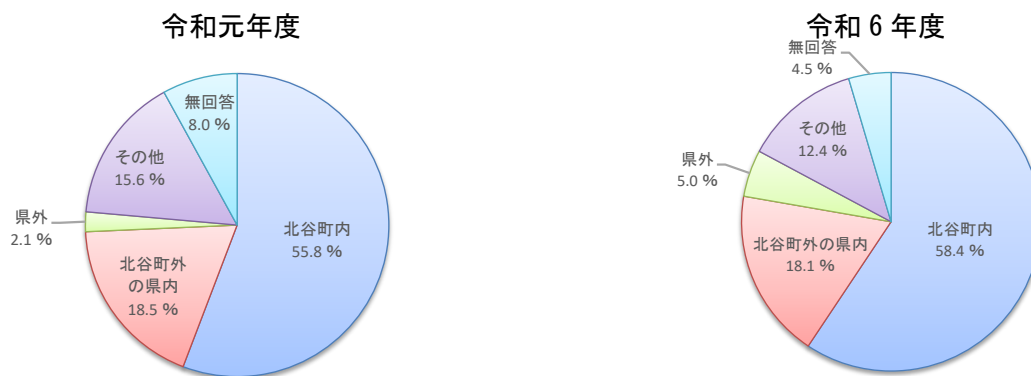
住民アンケート調査結果について、令和元年と同じ設問については回答傾向の変化を分析して示し、その他、本計画において主な回答結果を抜粋して概要を示しました。

問3 現在あなたが利用できるお墓がありますか。



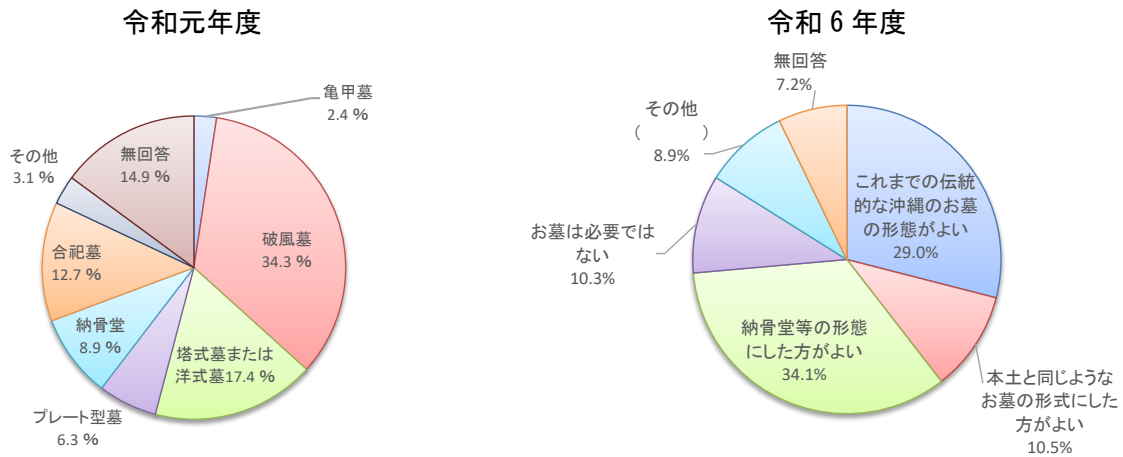
町内、町外に利用できるお墓を持っていると回答した人が、令和元年度が約50%、令和6年度が約57%となっており、半数以上の人が利用できるお墓を持っている結果となり、わずかに増加傾向がみられた。

問9 あなたが墓を新たに作るとした場合、望ましいと考える墓の場所はどこですか。



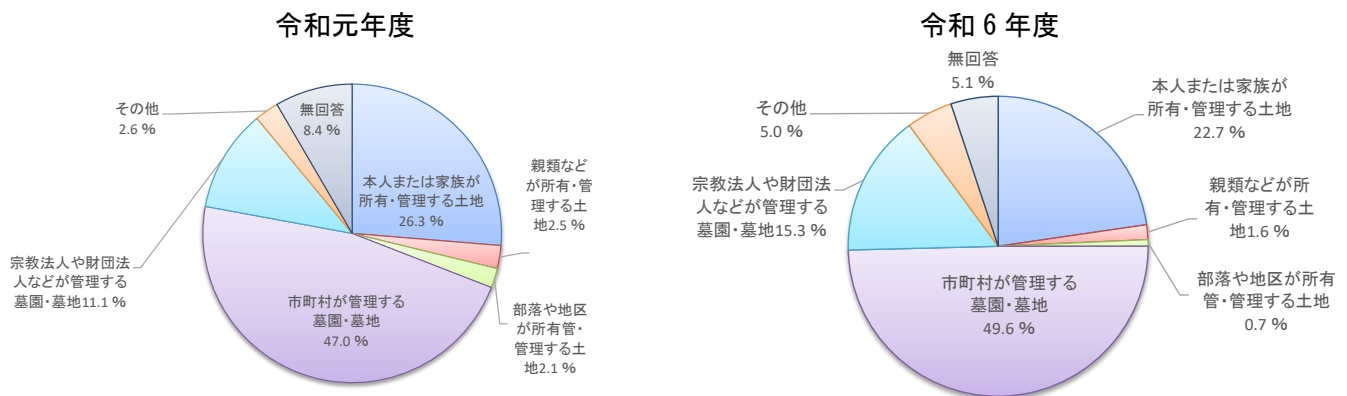
望ましいと考える墓の場所について、令和元年度、令和6年度ともに約6割弱が北谷町内との回答が得られた。

問 10 今後、北谷町において個人によるお墓の建設を行う場合を含め、墓地の様式やあり方についてのお考えをお伺いします。



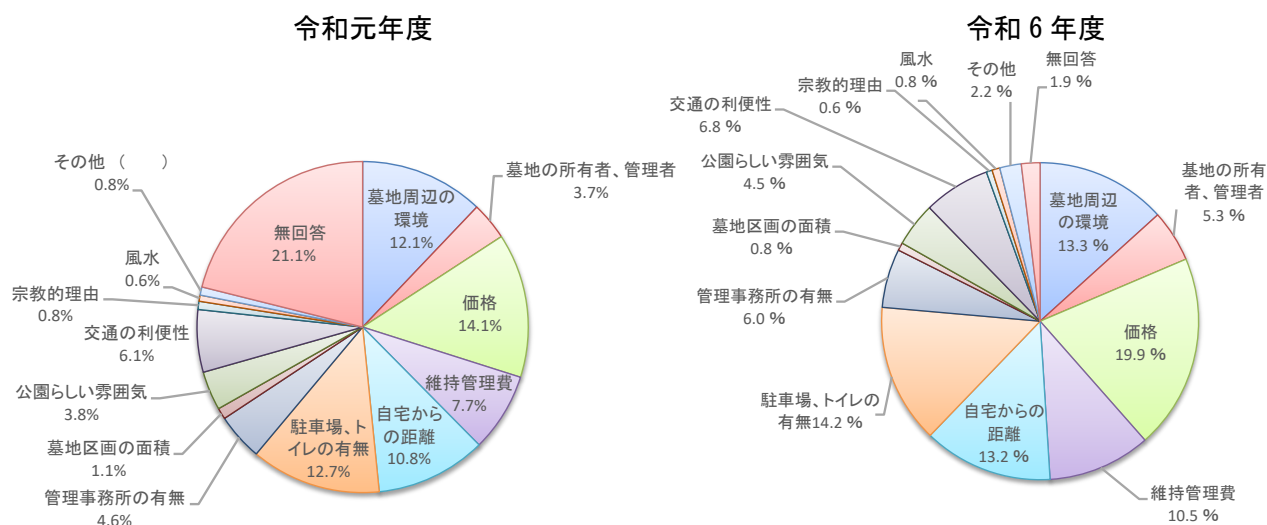
選択肢の内容が若干異なるが、令和元年度に比べて令和 6 年度はこれまでの伝統的な沖縄のお墓の形態（亀甲墓、破風墓など）を望む人が約 37%から約 29%へ減少した。

問 11 あなたが墓を作ることになった場合、どのような墓地及び管理方法がよいとお考えですか。



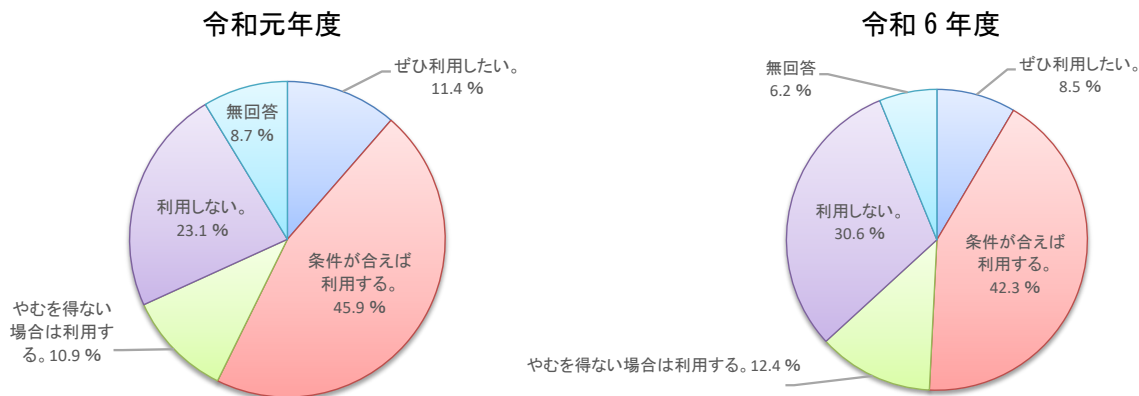
お墓を作ることになった場合の墓地及び管理方法について、両年度ともに「市町村が管理する墓園・墓地」が約 5 割弱ともっとも多く、「宗教法人や財団法人などが管理する墓苑・墓地」で増加傾向がみられた。

問12 あなたが墓を作ることになった場合、墓地を選ぶ際に重視する点は何ですか。(3つまで選択可)



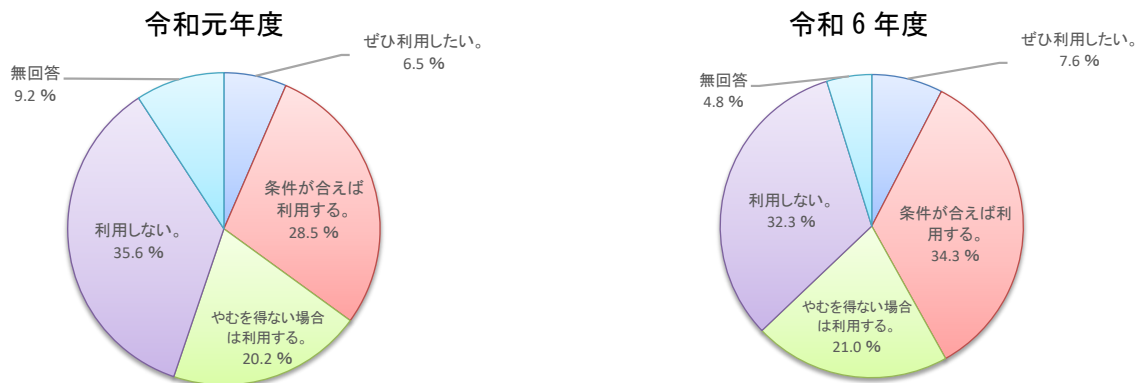
墓を作ることになった場合の墓地を選ぶ際の重視する点は、「価格」「自宅からの距離」「駐車場、トイレの有無」の割合が両年度ともに高く、令和6年度がいずれも増加傾向であった。

問13 個人や夫婦単位で入れる1～2畳程度の個人墓地が整備された場合、あなたは利用されますか。



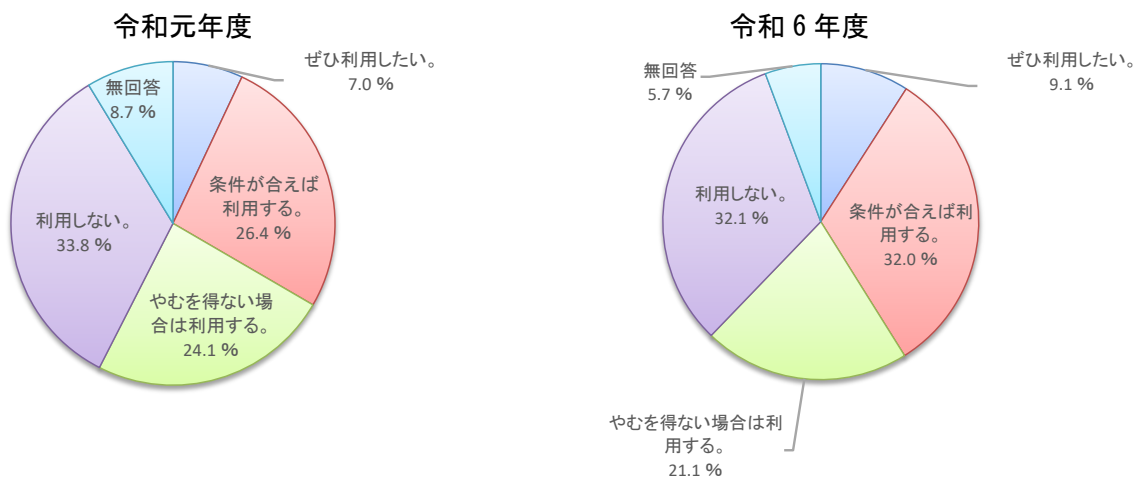
1～2畳程度の個人墓地の整備の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値が両年度ともに約6割以上となっており、小規模の墓地の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

問 14 ロッカーのように、個別の収蔵庫が縦横に並んだタイプで遺骨や位牌を納める納骨堂のロッカー式墓が利用できる場合、あなたは利用されますか。



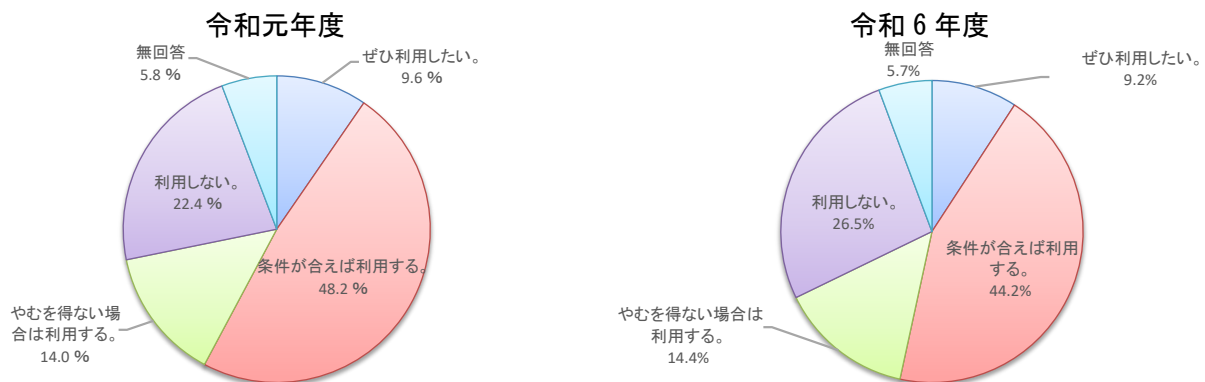
納骨堂のロッカー式墓の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約 55%、令和6年度が約 63%となっており、小規模のロッカー式墓の需要増加の傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

問 15 利用できる合葬式の共同墓（個人や家族の墓でなく、公営の共同墓。子供がいなかったり、単身者の利用が高い）があった場合、あなたは利用されますか。



利用できる合葬式の共同墓の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約 58%、令和6年度が約 62%となっており、個人墓等ではなく合葬墓の需要増加の傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

問 18 公営墓地を利用したいと思いますか。



公営墓地の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約 72%、令和 6 年度が約 68%となっており、令和元年度と比較して回答数は減少しているが、現状においても公営墓地の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

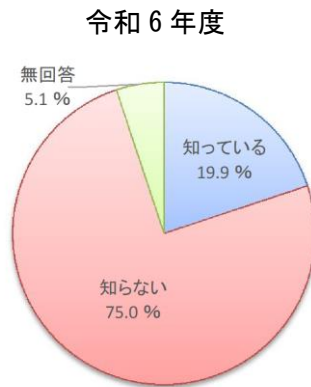
問 20 あなたは、墓を建てる場合には、墓地の経営許可申請が必要なことを知っていますか。



墓を建てる場合の墓地の経営許可申請の必要性について、「知らない」の回答数が令和元年度が約 54%、令和 6 年度が 53%とほぼ同様の数値となり、墓地の経営許可申請の周知が課題であることが確認された。

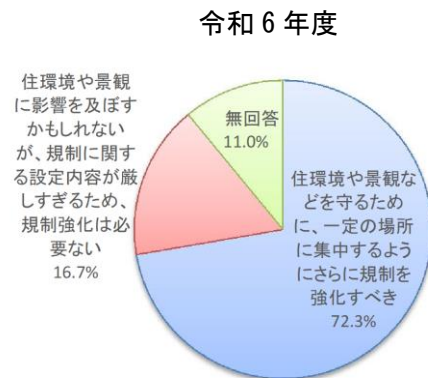
問 22 現在、北谷町では墓地の散在化防止及び墓地行政を円滑に行っていくため、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない「墓地規制区域」があることをご存知ですか？

「知らない」が約 75%となり、墓地規制区域に対する周知が課題となる。



問 23 「墓地規制区域」についてどうお考えですか？

「規制を強化すべき」が約 72%となり、住環境、景観等への影響を及ぼさないよう墓地規制区域の強化を望む回答が多かった。



3-4 墓地の経営許可について

3-4-1 墓地の経営許可の流れ

墓地の経営許可の流れは、沖縄県から本町への移譲されたことにより、「北谷町墓地等の経営許可等に関する条例」に基づき、図 3.4.1 に示す流れとなっています。

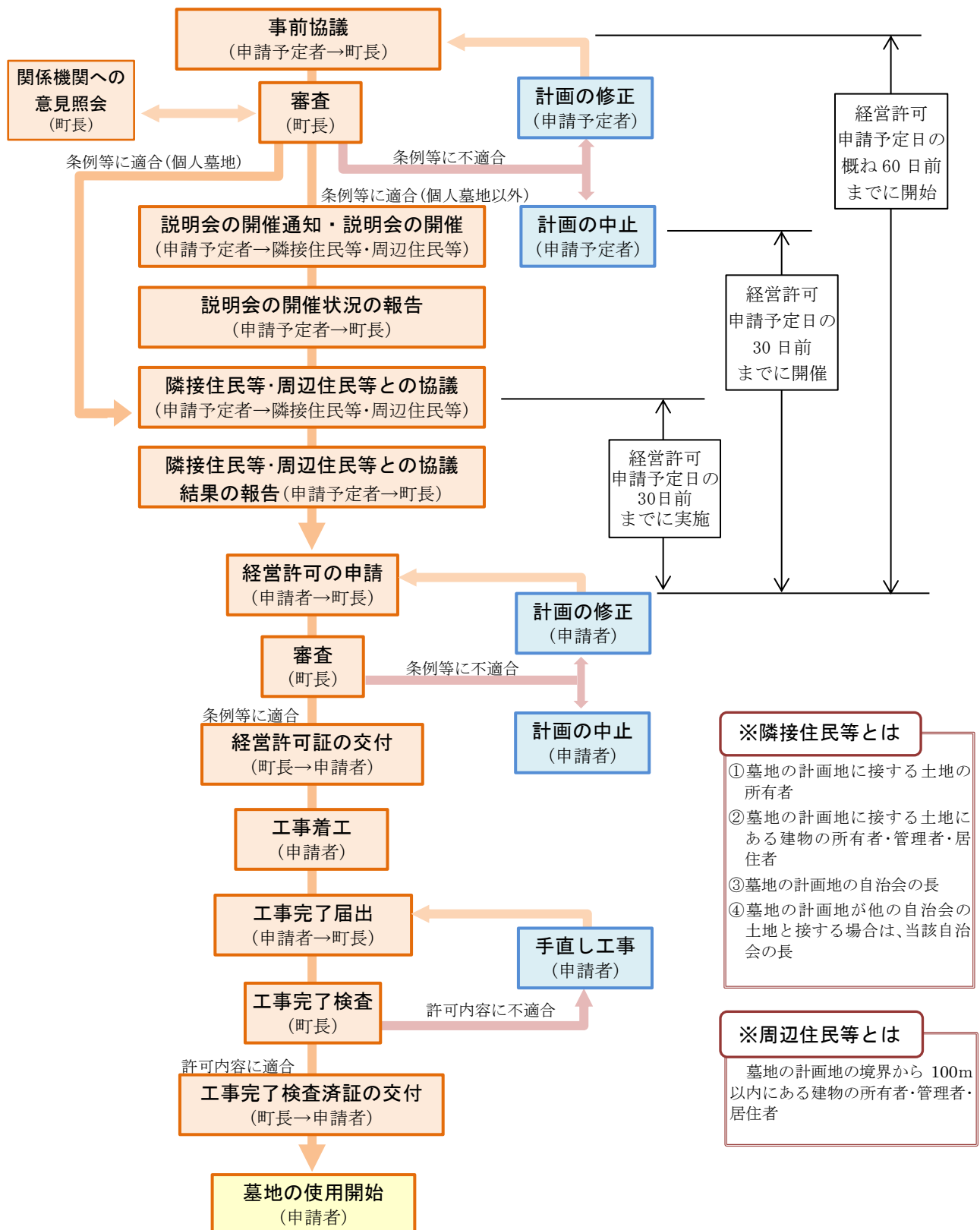


図 3.4.1 墓地の経営許可の流れ

3-4-2 墓地の設置場所の基準及び墓地の構造基準

本町における「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」を以下に示します。両基準は、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に設定されています。

表 3.4.1 墓地の設置場所の基準及び構造基準

墓地の設置場所の基準	墓地の構造基準
(1) 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は条例第7条第1項の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。	(1) 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
(2) 国道、県道その他主要道路及び河川から 30m 以上離れていること。	(2) 道路の有効幅員は、1m 以上とすること。
(3) 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100m 以上離れていること。	(3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
(4) 水源を汚染するおそれのない場所であること。	(4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
(5) 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。	(5) 墓地区域面積の 3 割以上の緑地を適正に配置すること。
(6) 周囲の良好な景観を損ねることがないこと。	(6) 管理事務所(面積が 1ha 以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に 100 分の 10 を乗じて得た数(1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。
—	(7) 墓地面積

第4章 墓地の課題

4-1 墓地の散在化

北谷町では、上勢区、桑江区、謝苺区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。

このような墓地の散在化は、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面などの「まちづくり」の障害となる可能性があります。

4-2 墓地用地の不足

北谷町の土地利用現況は、町域の約51.6パーセントを米軍施設が占め、その他の土地利用のほとんどが宅地や公共・公益用地などの都市的土地利用となっています。

都市計画に関する北谷町の面積の内訳では、中部広域都市計画用途地域、都市公園及び米軍施設で町域の98.7パーセントを占めており、無指定地は僅か2.1パーセントとなっています。

墓地需要予測結果では、年間38～68基の需要が見込まれており、墓地面積に係る基準（20平方メートル以下とする。）を継続した場合における必要墓地面積は、10年間で最大13,600平方メートルとなっています。

このような状況の中、利用できる町域が限られている北谷町では、今後の墓地需要に対応するための墓地用地の確保が難しい状況にあると考えられます。

表 4.1 北谷町の面積（都市計画関係）

面積内訳	面積	構成比
中部広域都市計画用途地域	593.00 ha	42.6 %
都市公園	50.79 ha	3.7 %
米軍施設	717.76 ha	51.6 %
無指定地	29.45 ha	2.1 %
合 計	1,391.00 ha	100.0 %

出典：「平成28～30年度都市計画基礎調査、北谷町統計書」（令和4年度版）

表 4.2 墓地需要予測結果表

墓地需要予測結果	
年間墓地需要数	38～68 基
10年間墓地需要数	380～680 基

表 4.3 必要墓地面積の試算結果 (1ha=10,000 m²)

墓地の 単位面積	必要墓地面積（試算）	
	1 年間	10 年間
10 m ² の場合	380 ～ 680 m ²	3,800 ～6,800 m ²
20 m ² の場合	760 ～ 1,360 m ²	7,600 ～13,600 m ²
30 m ² の場合	1,140 ～ 2,040 m ²	11,400 ～20,400 m ²

※「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」（平成11年7月沖縄県福祉保健部薬務衛生課）において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」及び「横田方式」により算定

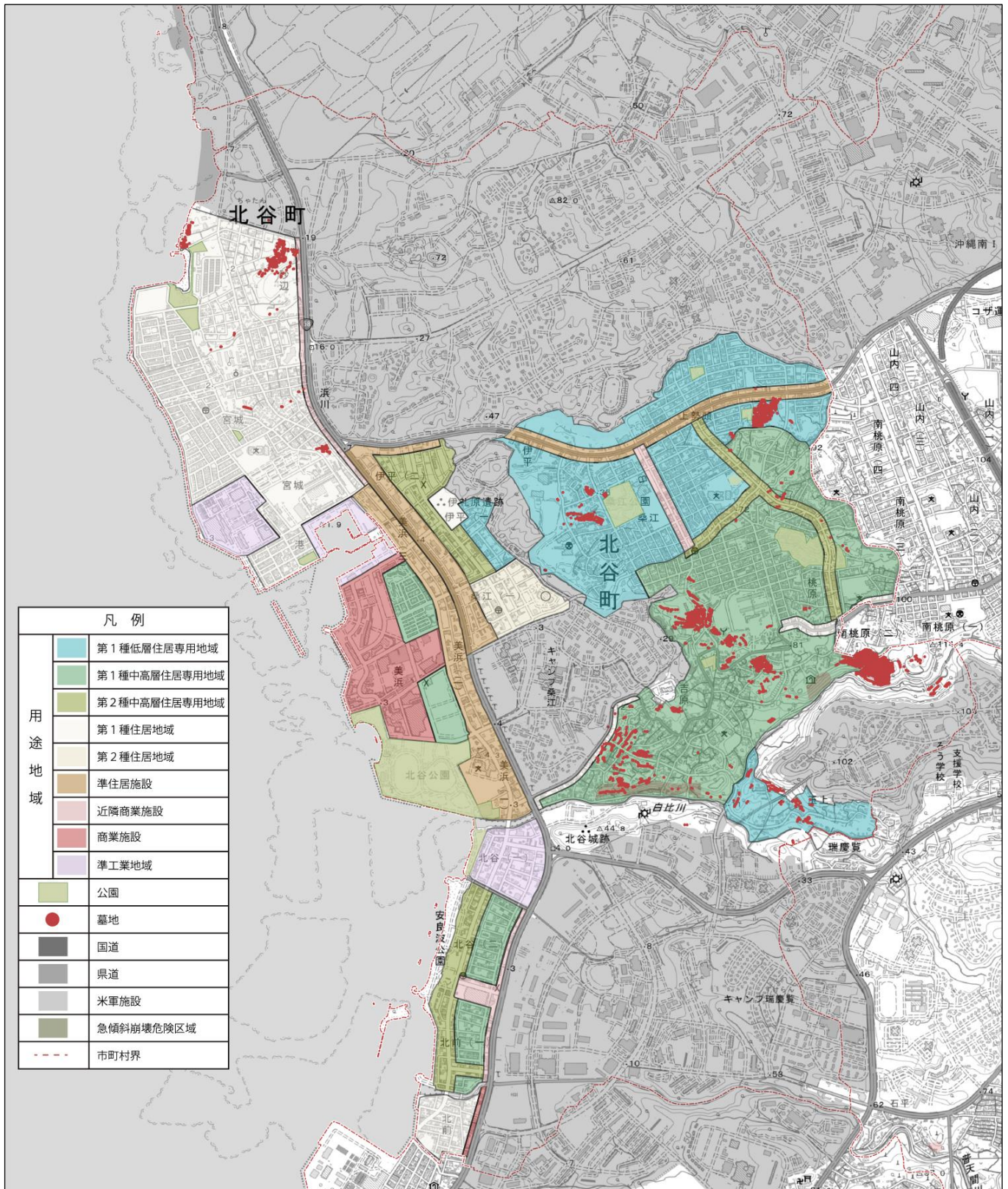


図 4.1 墓地分布図(用途地域等)

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

引用：沖縄県地理情報システム（令和5年度末）

4-3 無縁墓地の増加

- (1) 今後の少子高齢化により、無縁墓地の増加が予想されます。
- (2) 墓地実態調査結果から、北谷町内の墳墓の 5.7 パーセントが無縁墓の可能性があり
ます。

表 4.4 管理状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度（参考値）	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 管理されていると想定される。	2,635	94.1	2,551	96.0
② 管理されていると想定される がごみ等の投棄がみられる。	5	0.2	32	1.2
③ 何年も管理されていないと想 定される。	160	5.7	72	2.7
④ 不明	1	0.0	2	0.1
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

4-4 無許可墓地

- (1) 墓地実態調査により北谷町内には、2,801 基(小墳墓を除く)の墳墓があることを確
認しましたが、北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地(墳墓)の数は、800 基余
りとなっており、無許可の墓地(墳墓)が多く存在しています。

無許可墓地については、墓地の散在化や土地利用及び生活環境等への影響が懸念され
ます。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 47 年 5 月 15 日 沖縄県規則第 52 号)」
の施行前に設置された墓地については、許可を受けたものとして取り扱います。

表 4.5 墓地経営許可数

区分	経営許可 墓地(墳墓)数	備考
うぐいす谷墓地公園	300基	
みどりヶ丘墓地公園	141基	うぐいす谷墓地公園の下部分
平和台霊園	82基	
北谷町新川墓地公園(公営)	62基	未使用区画は含まない。
個人墓地	242基	
合計	827基	

(2)墓を建てる場合には、「北谷町墓地等の経営許可等に関する条例」に基づく経営許可が必要であるということの周知が不足しています。

表 4.6 住民調査結果の抜粋「墓地の設置許可についての質問に対する回答結果」

選 択 肢	回答数	構成比
知っている	233 票	41.4 %
知らない	300 票	53.3 %
無回答	30 票	5.3 %
合 計	563 票	100.0 %

4-5 墓地施策の周知不足

「墓地に関するアンケート調査」を実施した結果、公営墓地である北谷町新川墓地公園の存在や、墓を建てる場合に経営許可が必要であること、墓地を設置することができない墓地規制区域が設定されていることなど、墓地施策に関する町民の認知度が低く、周知が不足しています。

第5章 墓地施策の基本方針

本町の墓地の課題を踏まえて以下の5つの基本方針を定め、課題解決に向けた取組を行います。

5-1：墓地の散在化防止及び集約化

墓地の散在化防止と集約化を図り、墓地行政を円滑に推進するため、「墓地規制区域」の見直しを進めます。

なお、「墓地規制区域」の見直しに当たっては、新たな墓地整備などの町民の墓地需要への対応状況や町民の理解度及び意見を踏まえながら実施するものとします。

5-2：墓地需要への対応

本町における今後の墓地需要に対応するため、「北谷町新川墓地公園」の更なる活用や、宗教法人等による管理型墓地をはじめとした新たな墓地整備についての検討を進めます。

また、利用できる町域が限られた中でのまちづくりを考慮し、墓地の構造基準における墓地面積の設定を継続します。

5-3：無縁墓地対策

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化による無縁墓地の増加を防ぐため、無縁墓地についての問題点を周知徹底するとともに、課題解決に向けた取り組みを検討します。

5-4：無許可墓地対策

無許可での墓地の設置を防止し、墓地行政を円滑に推進するため、町民及び墓地関連事業者等への法手続の周知徹底を図ります。

5-5：墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられるため、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応に向けた手法を検討し、実施します。

また、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組の効果的な周知方法を検討し、墓地施策に対する町民の認知度向上を図ります。

第6章 計画推進のための今後の取組

6-1 墓地の散在化防止及び集約化

基本方針

墓地の散在化防止と集約化を図り、墓地行政を円滑に推進するため、「墓地規制区域」の見直しを進めます。

なお、「墓地規制区域」の見直しに当たっては、新たな墓地整備などの町民の墓地需要への対応状況や町民の理解度及び意見を踏まえながら実施するものとします。

(1) 墓地規制区域の設定

「墓地規制区域」は、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない区域です。

その他の区域では、「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地の経営(設置)許可申請」を行い、町長の許可を受ければ墓地の設置が可能です。

(図 6.1 参照)

墓地規制区域内にある既存墓地については、従来のまま設置が可能です。

また、既存墓地の改修及び改築(建て替え)は可能ですが、墳墓を増やすことはできません。ただし、改築(建て替え)の際には、「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地等の変更の許可の申請」を行い、町長の許可を受ける必要があります。

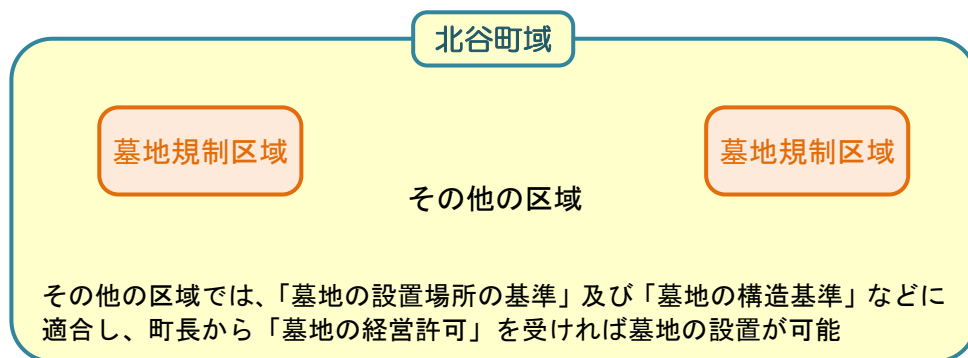


図 6.1 墓地規制区域のイメージ

表 6.1 墓地の取り扱い

項 目	墓地規制区域	その他の区域
墓地の新設	許可しない	「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地の経営許可」を受ければ墓地の設置が可能
既存墓地	従来のまま設置可能	従来のまま設置可能
既存墓地の改築	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能

(2) 墓地規制区域の設定方針

墓地規制区域については、前回計画策定時において、「急傾斜崩壊危険区域」や「土地区画整理事業区域（墓域を除く。）」等を規制区域に設定しています。また、規制区域の第2段階を設定し、都市計画用途地域をもとに、町民の墓地需要への対応状況や、町民の意見等を踏まえて段階的に区域を追加することとしていました。

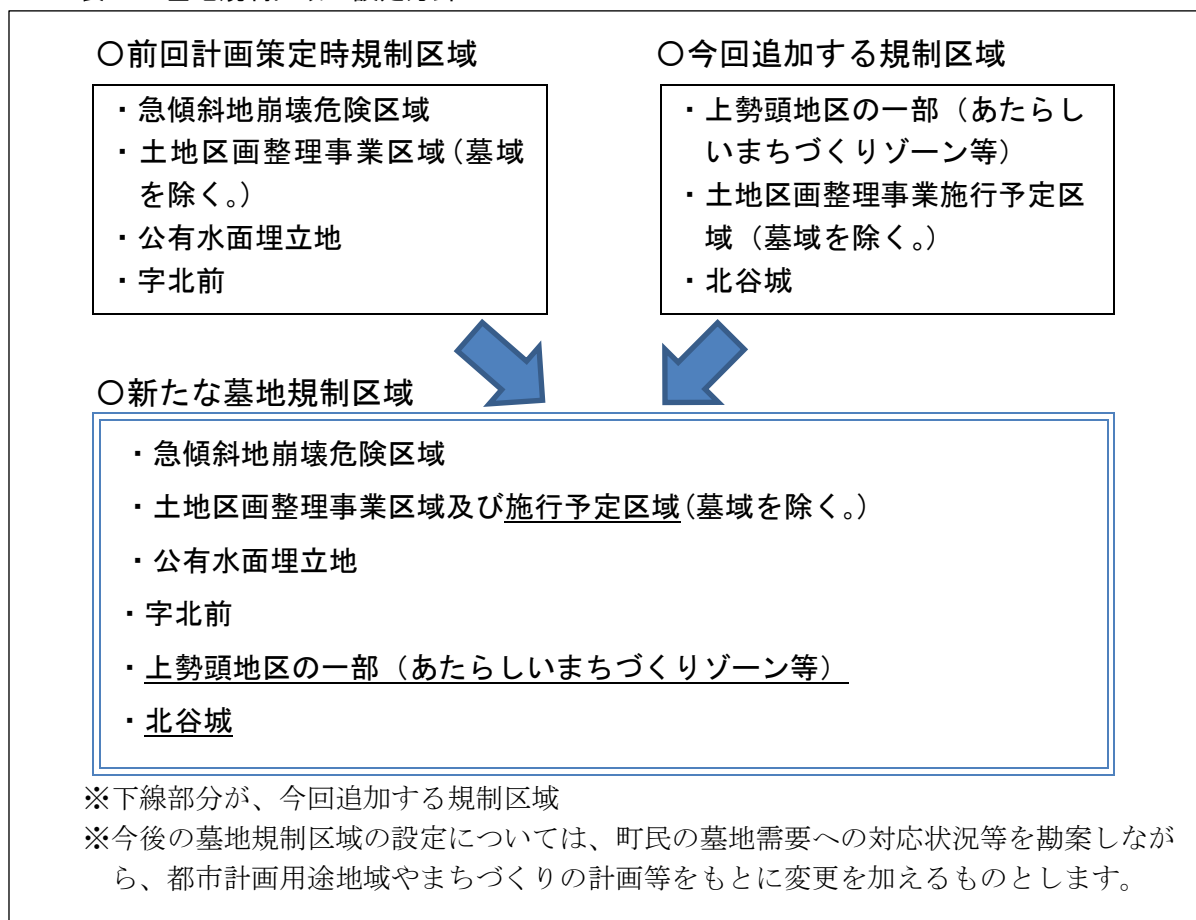
今回、「墓地に関するアンケート調査」を実施した結果、「住環境や景観などを守るために、一定の場所に集中するようにさらに規制を強化すべき」との回答が約7割となっており、町民の意向として規制区域の強化を望んでいることが伺えます。

一方、「墓地需要予測」からは、今後10年間で最大680基（13,600平方メートル）の墓地需要が試算されています。

以上を踏まえ、まずは、関連計画における「あたらしいまちづくりゾーン」をはじめとした上勢頭地区の一部及び土地区画整理事業施行予定区域等を新たに墓地規制区域に追加することとします。

その他の地域については、引き続き、町民の墓地需要への対応状況等を勘案しながら、都市計画用途地域に限定せず、本町のまちづくりの計画などをもとに、柔軟に変更を加えるものとします。

表 6.2 墓地規制区域の設定方針



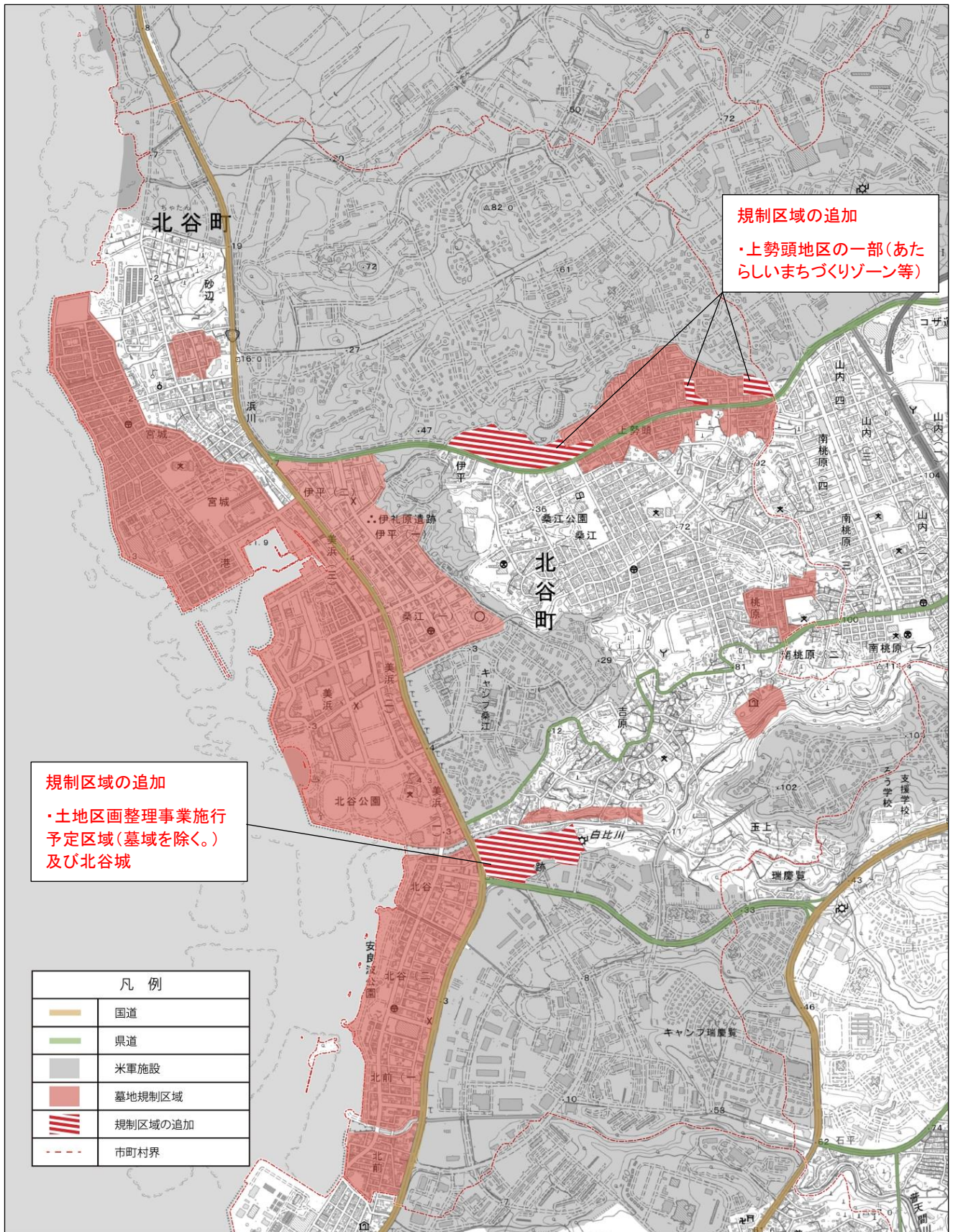


図 6.2 新たな墓地規制区域

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」
 ※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

6-2 墓地需要への対応

基本方針

本町における今後の墓地需要に対応するため、「北谷町新川墓地公園」の更なる活用や、宗教法人等による管理型墓地をはじめとした新たな墓地整備についての検討を進めます。

また、利用できる町域が限られた中でのまちづくりを考慮し、墓地の構造基準における墓地面積の設定を継続します。

(1) 北谷町新川墓地公園の更なる活用

北谷町新川墓地公園は、公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地確保及び町内に点在する墓地の集約化並びに町民の墓地需要に対応するために整備され、平成 22 年 9 月から供用開始しています。

その後、公共移転用と一般公募用の区画数の割合の見直しや一般公募用区画の分筆を行いながら、一般公募用の区画数の確保に努めています（全 172 区画の内 69 区画が公共移転用、103 区画（61 区画使用許可済）が町民の墓地需要への対応用（一般公募用））。

今後は、北谷町新川墓地公園を更に活用していくため、関係各課と連携し、公共移転用と一般公募用の区画数の割合見直しの検討や、1 区画当たりの面積縮小等による一般公募用区画数の増を図ります。



図 6.3 北谷町営 新川墓地公園

(2) 新たな墓地整備についての検討

新たな墓地整備を検討するに当たっては、ライフスタイルの変化により「多様化する葬制」、少子化により墓地の継承が行われなくなることによる「無縁墓の増加」などに柔軟に対応できる墓地形態を検討することが必要です。

「墓地に関するアンケート調査」の結果からも、「納骨堂のロッカー式墓」や「合葬式の共同墓」を「利用したい」又は「利用する」の回答者数が、合計で約6割以上となっており、多様な墓地形態の利用を望んでいることが伺えます。

また、墓地の散在化防止と集約化を図る上で必要となる「墓地規制区域」の見直しに向けて、町民の墓地需要に対応できる受け皿の確保が必要となります。

以上のことから、利用できる町域が限られている中での土地の確保や、県内をはじめ全国的に大きな問題となりつつある無縁墓地対策などを考慮し、従来の墓地形態に加え、特に「納骨堂」及び「一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態(合葬墓)」などについての検討を前進させる必要があります。

なお、新たな墓地の整備に当たっては、本町をはじめ、県内の墓地需要及び供給量の状況も勘案しつつ、公営による整備検討のほか、宗教法人や公益法人(公益社団法人及び公益財団法人)による管理型墓地の整備を推進します。

※葬制：人の死に関する習慣及び慣習

(3) 北谷町の地域特性を考慮した「墓地の構造基準」の設定

北谷町では、墓地等に利用できる町域が限られていることから、町内で過去に墓地経営許可が交付された平均墓地面積「約20平方メートル」をもとに、「墓地面積を20平方メートル以下(個人墓地に限る。)」として設定していました。

前回計画策定以降、概ね20平方メートル以下の基準に基づいた墓地の経営許可が行われていることや、近隣市町村における基準等を踏まえ、墓地面積の規定については、前回計画と同様に【墓地面積を20平方メートル以下(個人墓地に限る。)】とする墓地面積の設定を継続します。

6-3 無縁墓地対策

基本方針

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化による無縁墓地の増加を防ぐため、無縁墓地についての問題点を周知徹底するとともに、課題解決に向けた取り組みを検討します。

(1) 無縁墓地問題の周知徹底及び受入先の紹介

無縁墓地については、墓地の荒廃や住生活環境及び景観の悪化など、様々な問題が生じる可能性があるため、墓地の管理者や使用者に対して、問題点の周知徹底を図ります。また、改葬や墓じまいを行いたい方、又は、継承者がいなくなる可能性が高い墓地の管理者に対し、永代供養を行ってくれる納骨堂や合葬墓などを紹介します。

(2) 無縁仏などの受入先の確保

遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(墓地の継承者が居なくなる墓地を含む。)に納められている遺骨については、受入先(公営墓地などに共同埋設型の墓地(合葬墓)を設置するなど)の確保に努めます。

(3) 墓地の継承手続義務化の検討及び相続登記手続の周知

「墓地の設置」又は「墓地の改築」の申請時に、継承者の登録を行ってもらうなど、無縁墓地の発生を防止する対策を検討します。また、令和6年4月に相続登記の義務化に関する法律が施行されたため、墓地の管理者に対し、相続登記手続きの周知を図ります。

(4) 墓地の適正管理の維持

「墓地実態調査」によると、町内の墓地は、その多くが管理されていると想定され、無縁墓地は少ない状況となっています。

今後も、このような墓地の管理状況を維持していくため、広報活動などをおして墓地の維持管理の必要性などを町民に広く周知していきます。

(5) 課題解決に向けた取り組みの検討

県内及び全国的に無縁墓地の増加が問題となっており、今後、本町においても増加することが想定されるため、国、県及び他自治体等の動向に注視しながら、無縁墓地の課題解決に向けた取り組みを検討します。

6-4 無許可墓地対策

基本方針

無許可での墓地の設置を防止し、墓地行政を円滑に推進するため、町民及び墓地関連事業者等への法手続の周知徹底を図ります。

(1) 町民及び墓地関連事業者への法手続の周知徹底

無許可での墓地の設置を防ぐため、墓地設置許可に関する手続き等について、住民及び墓地関連事業者等への周知徹底を図ります。

(2) 墓地整備工事許可証及び墓地登録番号表示

墓地の整備工事や設置が許可を受けたものかを判断できるようにし、地域全体で無許可墓地を監視するため、墓地整備工事時における許可証表示及び墓地登録番号表示を検討します。

6-5 墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底

基本方針

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられるため、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応に向けた手法を検討し、実施します。

また、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組の効果的な周知方法を検討し、墓地施策に対する町民の認知度向上を図ります。

(1) 「墓地に関するアンケート調査」等の実施

墓地施策に対する町民の要望等を把握し、迅速かつ柔軟な対応を図るため、「墓地に関するアンケート調査」等の手法を検討し、実施します。

(2) 各種取組等の周知徹底

墓地経営許可に係る法手続、墓地規制区域の設定、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組等の認知度が低いため、より効果的な周知方法を検討し、周知徹底を図ります。

【資料編 目次】

1 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例	57
2 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	59
3 第二次北谷町墓地基本計画策定の経緯	63
4 北谷町墓地基本計画審議会規則	64
5 北谷町墓地基本計画等検討委員会設置要綱	65
6 北谷町墓地基本計画審議会委員	66
7 北谷町墓地基本計画等検討委員会委員	66
8 第二次北谷町墓地基本計画（案）諮問・答申	67
9 墓地需要予測	70
10 住民意向調査結果	74

1 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 26 年 3 月 31 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)
第 10 条の規定及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年沖縄県条例第 4 号)の規定
に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可の基準その他墓地
等の経営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない
い。ただし、町長が、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地か
ら支障がないと認める墓地等の経営については、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第
3 号に規定する法人(以下「公益法人」という。)であって、町内に主たる事務所又は従たる
事務所を有し、かつ、永続的に墓地等の経営をしようとするもの

(3) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する法人(以下「宗教法人」と
いう。)であって、町内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、永続的に墓地等の
経営をしようとするもの

(4) 字の区域その他自治会等地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体

(5) 自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地を営もうとする者

2 前項第 2 号又は第 3 号に該当する者にあつては、墓地等を営むための十分な財産その他
経済的基盤を有していなければならない。

(事前協議等)

第 4 条 墓地等の経営の許可又は墓地等の変更の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定
者」という。)は、あらかじめ当該墓地等の経営又は変更の計画について町長と協議しなけれ
ばならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による協議があつたときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を
行うことができる。

(説明会の開催)

第 5 条 申請予定者は、墓地等に接する土地又は当該土地に存する建物の所有者等(以下「隣接
住民等」という。)及び周辺の建物の所有者等(隣接住民等を除く。以下「周辺住民等」とい
う。)に対し、墓地等計画の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただ
し、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の説明会の不参加者に対しては、個別に説明をしなければならない。

3 申請予定者は、第 1 項の規定により説明会を開催したとき又は前項の規定による個別の説明
を行ったときは、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(隣接住民等及び周辺住民等との協議)

第 6 条 申請予定者は、隣接住民等及び周辺住民等に対し、墓地等計画の内容を提示し、十分に
協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を町長に報告しな
なければならない。

(墓地等の経営の許可)

第 7 条 墓地等を営もうとする者(以下「申請者」という。)は、町長に申請し、許可を受け
なければならない。当該墓地等を変更又は廃止しようとする場合も同様とする。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合、許可するときは許可証を申請者に交付し、許
可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

- 3 町長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、前項の規定による許可に必要な条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第8条 墓地等の設置場所は、規則に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、町長が焼骨を埋蔵する墓地等で、土地の状況等及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときには、この基準を緩和することができる。

- 2 町長は、町民の生活環境を保全する必要があると認めるときは、墓地等の設置に係る区域を町民等の意見を聴いて指定することができる。

(墓地等の構造設備の基準)

第9条 墓地等の構造設備は、規則に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、町長は、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準を緩和することができる。

(立入調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは職員に、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること(以下「立入調査」という。)ができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第11条 町長は、正当な理由がなくこの条例に定める手続等がなされていないと認めるときは、申請予定者又は申請者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表しようとする場合は、勧告を受けた者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により墓地等の経営許可を受けている者は、第7条の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年沖縄県規則第52号)の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

2 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日
規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 26 年北谷町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による協議は、条例第 7 条第 1 項の規定による許可の申請の概ね 60 日前までに開始しなければならない。

2 前項の事前協議は、墓地等(経営・変更)事前協議書(第 1 号様式)により行うものとする。
(住民等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する隣接住民等及び周辺住民等は次に掲げる者とする。

(1) 隣接住民等

- ア 墓地等に接する土地の所有者並びに当該土地に存する建物の所有者、管理者及び居住者
- イ 墓地等の計画地が存する土地の自治会の長
- ウ 墓地等の計画地が、他の自治会区域内の土地に接する場合においては、当該土地の存する自治会の長

(2) 周辺住民等

- ア 墓地又は納骨堂にあっては、その区域の境界線から 100 メートル以内に存する建物の所有者、管理者及び居住者
- イ 火葬場にあっては、その区域の境界線から 200 メートル以内に存する建物の所有者、管理者及び居住者

(説明会の開催)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の説明会(以下「説明会」という。)は、申請予定日の 30 日前までに開催しなければならない。この場合において、開催日の 15 日前までにその旨を隣接住民等及び周辺住民等に通知しなければならない。

2 前項の説明会において周知する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び当該事務所の電話番号
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の施設等の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事予定期間
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要

3 条例第 5 条第 2 項の規定による個別の説明は、説明会開催後 7 日以内に説明会の不参加者に対し、個別訪問により行わなければならない。ただし、2 回にわたり個別訪問を行ったにもかかわらず、当該説明会の不参加者が不在である等のため、個別の説明を行うことができなかった場合は、次項第 1 号に規定する書類を送付することにより、個別の説明に代えることができる。

4 条例第 5 条第 3 項の規定による報告は、説明会開催状況報告書(第 2 号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 第 1 項の規定により通知した書面
- (3) 説明会の開催について通知した隣接住民等及び周辺住民等の名簿並びに説明会に出席した隣接住民等及び周辺住民等の名簿

(隣接住民等及び周辺住民等との協議)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定による隣接住民等及び周辺住民等への墓地等計画の内容の提示は、申請予定日の 30 日前までに行わなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規定による報告は、隣接(周辺)住民等協議結果報告書(第 3 号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 提示及び協議で使用した資料

- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(設置場所の基準)

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 墓地

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を經營する者が所有し、又は条例第7条第1項の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。
- イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。
- エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の良好な景観を損ねることがないこと。

(2) 納骨堂

納骨堂については、前号(エを除く。)の規定を準用する。ただし、寺院若しくは教会の境内又は火葬場敷地内に建設する場合は、この限りでない。

(3) 火葬場

火葬場については、第1号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとする。

(墓地等の構造設備の基準)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 墓地

- ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
- イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。
- ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
- オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
- カ 管理事務所(面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。
- イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
- ウ 出入口及び堂内納骨棚は、鍵のかけられる設備とすること。

(3) 火葬場

- ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
- イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。
- ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不透水性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(経営許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の規定による許可の申請は、墓地等の経営許可申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し
- (2) 申請者が公益法人又は宗教法人である場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び墓地等の管理運営に関する規則等の写し
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (4) 墓地の境界線から200メートル(納骨堂又は火葬場にあっては、境界線から500メートル)以内の付近見取図(第6条第1項第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの)
- (5) 墓地にあっては、造園計画図

- (6) 納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面(配置平面図及び立面図をいう。)並びに構造仕様書
 - (7) 申請地及び隣接地の公図の写し
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- (変更許可の申請)

第9条 条例第7条第1項の規定による変更許可の申請は、墓地等の変更許可申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地の場合は、変更前後の区域を明示した図面
 - (2) 納骨堂又は火葬場の場合は、変更前後の敷地及び建物の図面並びに構造仕様書
- (廃止許可の申請)

第10条 条例第7条第1項の規定による廃止許可の申請は、墓地等の廃止許可申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体である場合 当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
- (2) 申請者が前号に規定する者以外の場合 当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名(許可証の交付)

第11条 町長は、条例第7条第2項の規定に基づき、墓地等の経営の許可をしたときは、墓地等(経営・変更・廃止)許可証(第7号様式)を交付し、不許可のときは、墓地等(経営・変更・廃止)不許可通知書(第8号様式)を申請者に通知する。

2 町長は、墓地等の経営を許可するときは、必要な条件を付することができる。
(工事完了届出)

第12条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は工事が完了したときは、工事完了届出書(第9号様式)を町長に提出してその検査を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事を検査し、許可した内容に適合していると認めたときは、墓地等工事完了検査済証(第10号様式)を墓地等の経営者に交付する。
- 3 墓地等の経営者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓地墓簿等)

第13条 墓地等の管理者は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 墓地墓簿(第11号様式)
 - (2) 納骨堂納骨簿(第12号様式)
 - (3) 火葬場火葬簿(第13号様式)
- (身分証明書)

第14条 条例第10条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(第14号様式)によるものとする。

(勧告)

第15条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書(第15号様式)を交付して行うものとする。
(公表)

第16条 条例第12条第1項の規定による公表は、北谷町公告式規則(昭和47年北谷町規則第1号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 - (3) 勧告の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (意見陳述の機会の付与)

第17条 条例第12条第2項に規定する意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、町長が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 町長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、墓地等意見陳述の機会付与通知書(第16号様式)により通知する。

- 3 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情がある場合には、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を町長に申し出ることができる。
- 4 町長は、前項の規定による申出があった場合は、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 町長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 町長は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第 12 条の規定による公表をすることができる。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作为についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

3 第二次北谷町墓地基本計画策定の経緯

年月日	内 容
令和6年8月～12月	第二次北谷町墓地基本計画策定調査（現行計画評価検証、他自治体調査等）
令和6年8月～12月	墓地実態調査
令和6年10月～12月	墓地整備等に関する町民ニーズのアンケート調査
令和6年10月17日	第1回北谷町墓地基本計画等検討委員会（庁内会議）
令和6年12月25日	第2回北谷町墓地基本計画等検討委員会（庁内会議）
令和7年1月28日	第二次北谷町墓地基本計画（案）諮問
令和7年1月28日	第1回北谷町墓地基本計画審議会（有識者会議）
令和7年2月17日	第2回北谷町墓地基本計画審議会（有識者会議）
令和7年2月26日	第3回北谷町墓地基本計画等検討委員会（庁内会議）
令和7年2月28日～ 3月28日	パブリックコメント
令和7年3月25日	第二次北谷町墓地基本計画（案）答申（手交式）
令和7年4月2日	庁議決定（第二次北谷町墓地基本計画の決定について）

4 北谷町墓地基本計画審議会規則

平成 26 年 6 月 16 日
規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成 20 年北谷町条例第 22 号)第 3 条の規定に基づき、北谷町墓地基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、北谷町墓地基本計画に関する事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 町民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報酬等)

第 8 条 委員の報酬等は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年北谷町条例第 17 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、住民福祉部保健衛生課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 北谷町墓地基本計画等検討委員会設置要綱

平成26年6月16日

訓令第21号

(設置)

第1条 北谷町墓地基本計画（以下「基本計画」という。）及び墓地行政に関する事項を検討し、都市計画等まちづくり諸施策との整合性及び相互調整を行い、もって基本計画の円滑な策定及び墓地行政の推進を図るため、北谷町墓地基本計画等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 墓地行政に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は住民福祉部長をもって充て、副委員長は建設経済部長をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(委員以外の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、住民福祉部保健衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名
総務部長
住民福祉部長
建設経済部長
企画財政課長
保健衛生課長
都市計画課長
土木課長
経済振興課長

6 北谷町墓地基本計画審議会委員

No.	役 職	氏 名	団体名及び役職等	任 期
1	会 長	仲宗根 仁志	北谷町自治会長連絡協議会 会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
2	副会長	照屋 一博	前北谷町土木課長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
3	委 員	玉城 清松	北谷町老人クラブ連合会 会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
4	委 員	清水 早苗	北谷町更生保護女性会 会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
5	委 員	宮城 圭一郎	北谷町青年連合会 会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
6	委 員	宮里 尚志	一般社団法人北谷町まちづ くり研究会 副会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
7	委 員	比嘉 寛之	謝苅区 自治会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
8	委 員	宮平 俊治	桑江区 自治会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
9	委 員	仲栄真 盛一	上勢区 自治会長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日
10	委 員	石橋 洋樹	公益財団法人沖縄県メモリ アル整備協会 営業本部長	令和7年1月1日～ 令和8年12月31日

7 北谷町墓地基本計画等検討委員会委員

No.	役 職	氏 名	職 名	備 考
1	委員長	与儀 司	住民福祉部長	—
2	副委員長	西田 由紀	総務部長	—
3	委 員	田仲 康児	建設経済部長	—
4	委 員	花城 可津人	企画財政課長	—
5	委 員	浜元 盛仁	保健衛生課長	—
6	委 員	川満 章秀	都市計画課長	—
7	委 員	眞喜志 康仁	土木課長	—
8	委 員	勢理客 一之	経済振興課長	—

8 第二次北谷町墓地基本計画（案）諮問・答申

（１）諮問

北保6第6085号

令和7年1月28日

北谷町墓地基本計画審議会 会長 様

北谷町長 渡久地 政志

第二次北谷町墓地基本計画（案）について（諮問）

北谷町墓地基本計画審議会規則第2条の規定に基づき、第二次北谷町墓地基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和7年3月25日

北谷町長 渡久地 政志 様

北谷町墓地基本計画審議会
会長 仲宗根 仁志

第二次北谷町墓地基本計画（案）について（答申）

令和7年1月28日付け北保6第6085号で諮問のあったことについて、本審議会の意見は別紙のとおりです。

第二次北谷町墓地基本計画（案） 審議会意見一覧

第4章 墓地の課題

4-2 墓地用地の不足

意見	修正案	備考
墓地需要予測結果について、墓地面積の単位 30 平方メートルを用いて必要墓地面積の最大値を試算しているが、北谷町における墓地の構造基準である上限 20 平方メートル（P. 61 参照）を用いて試算すべきではないか。	（修正）P. 46 墓地需要予測結果（資料編Ⅰ 墓地需要予測 67 頁参照）では、年間 38～68 基の需要が見込まれており、 <u>墓地面積に係る基準（20 平方メートル以下とする。）を継続した場合における必要墓地面積は、10 年間で最大 13,600 平方メートルとなっています。</u>	

4-4 無許可墓地

意見	修正案	備考
北谷町内における墓地の経営許可数について、北谷町新川墓地公園の件数も記載したほうがいいのではないかと。 また、無許可墓地による課題がわかりづらいので内容を整理していただきたい。	（追加・修正）P. 48 墓地実態調査により北谷町内には、2,801 基（小墳墓を除く）の墳墓があることを確認しましたが、北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地（墳墓）の数は、 <u>800 基余りとなっており、無許可の墓地（墳墓）が多く存在しています。</u> <u>無許可墓地については、墓地の散在化や土地利用及び生活環境等への影響が懸念されます。</u> 表4.5 墓地経営許可数	

その他墓地行政全般に対する各委員からの要望や意見

- ・個人墓地等の経営許可申請時に自治会長の同意を求められるが、その同意に法的な効力等があるのか。また、同意を行う場合においても、同意に係る条件（例、近隣住民に迷惑をかけないことなど。）が記載しやすくなるよう様式を見直していただきたい。
- ・墓地の点在化を防ぐため、米軍基地内の一角に、共同使用のような形で個人墓地を集約できないか。
- ・昔ながらのお墓に対する考え方は、将来まで続かないのではないかとと思っている。次世代の若者たちのニーズが変化していくはずなので、そういうニーズを把握していくことが重要ではないか。
- ・離島（宮古島）では8割の子ども達が一旦島を離れ、帰島しない人もいるため、お墓を継承しなくていいという考え方を持つ人が多いようである。北谷町も、町民が将来的にどのような暮らし方を望むのかということを捕捉することが重要ではないか。
- ・墓地行政とは少し異なるかもしれないが、火葬場建設について区民からの要望が多い。火葬時の煙の問題をはじめ、施設自体を敬遠する傾向があり、建設地の住民の同意を得るのは難しいと思うが、ぜひ建設していただきたい。

9 墓地需要予測

(1) 簡易予測式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」では、以下の 3 つの式により予測を行っています。

予測式 1 総人口から予測： $【総人口】 \times 13 \div 10,000$

予測式 2 世帯数から予測： $【世帯数】 \times 4 \div 1,000$

予測式 3 死亡者数から予測： $【死亡者数】 \times 0.2$

算出に用いる係数などについては、以下のとおり設定しました。

設定条件

- ・総人口 : 29,115 人 (令和 5 年度 北谷町総人口)
- ・世帯数 : 13,125 世帯 (令和 5 年度 北谷町世帯数)
- ・死亡者数 : 242 人 (令和 5 年度 北谷町死亡者数)

1) 予測式 1 総人口から予測

$$【総人口】 \times 13 \div 10,000 = 【29,115 人】 \times 13 \div 10,000 \div 38 \text{ 基}$$

2) 予測式 2 世帯数から予測

$$【世帯数】 \times 4 \div 1,000 = 【13,125 世帯】 \times 4 \div 1,000 \div 53 \text{ 基}$$

3) 予測式 3 死亡者数から予測

$$【死亡者数】 \times 0.2 = 【242 人】 \times 0.2 \div 48 \text{ 基}$$

4) 予測式 1～予測式 3 の平均値

$$(予測式 1 + 予測式 2 + 予測式 3) \div 3 = (38 \text{ 基} + 53 \text{ 基} + 48 \text{ 基}) \div 3 = 46 \text{ 基}$$

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」では、3 つの予測式の平均値を墓地需要予測値として採用していますが、本町での墓地実態調査結果との乖離状況 (平成 26 年度～令和 6 年度の 10 年間で 118 基 (約 12 基/年) の増加) を踏まえ、「簡易予測式」での年間平均墓地需要数は「38 基～53 基」とします。

(2) 横田方式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測の参考として記載されている「横田方式」を以下に示します。

$$\text{年間墓地需要数} = \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2$$

- ・ 定着指向係数 = 0.7 ~ 0.8
- ・ 墓地需要率 = 0.2 ~ 0.3
- ・ 傍系世帯率 = 0.3 ~ 0.4

算出に用いる係数については、各係数の最小値、中間値及び最大値に設定した場合について、予測を行いました。

- | | | | |
|----------|-----------|----------|---------|
| ・ 定着指向係数 | ： 最小値 0.7 | 中間値 0.75 | 最大値 0.8 |
| ・ 墓地需要率 | ： 最小値 0.2 | 中間値 0.25 | 最大値 0.3 |
| ・ 傍系世帯率 | ： 最小値 0.3 | 中間値 0.35 | 最大値 0.4 |

1) 各係数を最小値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.7 \times 242 \text{ 人} \times (0.2 + 0.3) \div 2 \div 42 \text{ 基} \end{aligned}$$

2) 各係数を中間値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.75 \times 242 \text{ 人} \times (0.25 + 0.35) \div 2 \div 54 \text{ 基} \end{aligned}$$

3) 各係数を最大値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.8 \times 242 \text{ 人} \times (0.3 + 0.4) \div 2 \div 68 \text{ 基} \end{aligned}$$

よって、「横田方式」での年間平均墓地需要数は「42~68 基」となります。

(3) 住民意向調査（アンケート調査）結果に基づく予測

令和6年に実施しました住民意向調査（アンケート調査）結果から、墓地の需要予測を行いました。

1) 住民意向調査（アンケート調査）結果の概要

住民意向調査（アンケート調査）結果の概要を以下に示します。

調査対象：北谷町内の一般世帯（町民2,500人を無作為抽出）

配布総数：2,500票

回収数：563票

回収率：22.5%

2) 将来お墓を取得したい世帯

「対象世帯数」に「将来お墓を取得したい世帯の割合」を乗じることにより、北谷町内でお墓を建設した場合を仮定して算出しました。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{将来お墓を取得し} & & \\ & & \text{たい世帯の割合} & & \\ \text{将来お墓を建設する世帯の予測値} & = & \text{対象世帯数} & \times & 8.2\% \quad \rightleftharpoons 1,100 \text{ 世帯} \end{array}$$

※将来お墓を取得したい世帯の割合：住民意向調査（アンケート調査）【問7】資料編77頁参照

1世帯当たり必要な墓地が1基と仮定すると必要な墓地数は「1,100基」となります。
よって、将来お墓を取得したい世帯が北谷町内でお墓を建設すると仮定した場合、墓地需要の予測値（1,100基）が、北谷町における潜在的な墓地需要数と考えられます。

(4) 墓地需要予測結果

各予測方式での予測結果を以下に示します。

表 墓地需要予測結果

予測方式	予測結果	
簡易予測式	38～53 基/年	380～530 基/10 年
横田方式（各係数最小値）	42 基/年	420 基/10 年
横田方式（各係数中間値）	54 基/年	540 基/10 年
横田方式（各係数最大値）	68 基/年	680 基/10 年
住民意向調査結果	1,100 基（潜在的な墓地需要数）	

墓地需要予測は、様々な要因が関係しているため明確に予測値を決定することが困難です。

そこで、本予測では、住民意向調査結果により潜在的な墓地需要数としては、1,100 基と試算されました。

年間の墓地需要数としては、予測結果の最小値と最大値である「38～68 基/年」を採用します。

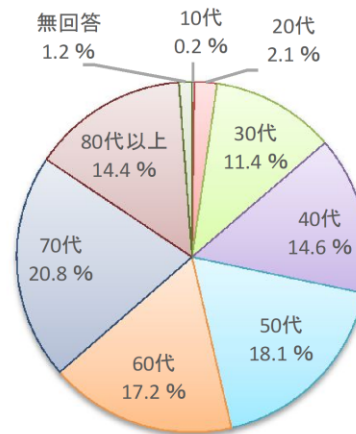
墓地需要予測を基に、墓地の単位面積が 10 m^2 ・ 20 m^2 ・ 30 m^2 の場合の必要墓地面積を試算すると以下のとおりとなります。

表 必要墓地面積の試算結果

墓地の単位面積	必要墓地面積	
	1 年間	10 年間
10 m^2 の場合	380～ 680 m^2	3,800～ 6,800 m^2
20 m^2 の場合	760～ 1,360 m^2	7,600～ 13,600 m^2
30 m^2 の場合	1,140～2,040 m^2	11,400～20,400 m^2

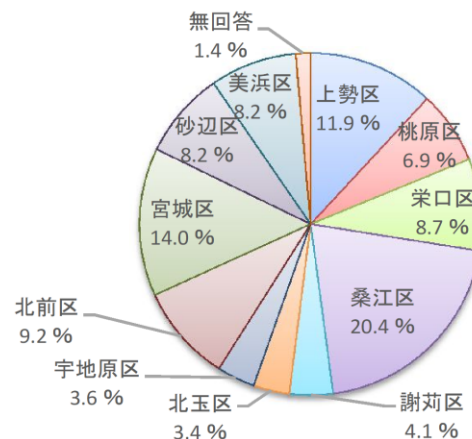
問1 あなたの年齢をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 10代	1	0.2
2 20代	12	2.1
3 30代	64	11.4
4 40代	82	14.6
5 50代	102	18.1
6 60代	97	17.2
7 70代	117	20.8
8 80代以上	81	14.4
無回答	7	1.2
合計	563	100.0



問2 あなたのお住いの行政区はどちらですか。(あてはまるもの1つに○)

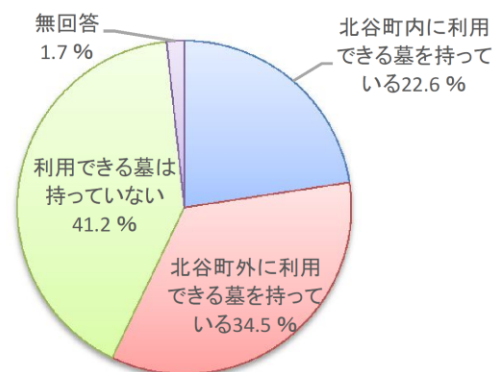
選択肢	回答(票)	割合(%)
1 上勢区	67	11.9
2 桃原区	39	6.9
3 栄口区	49	8.7
4 桑江区	115	20.4
5 謝苅区	23	4.1
6 北前区	19	3.4
7 宇地原区	20	3.6
8 北前区	52	9.2
9 宮城区	79	14.0
10 砂辺区	46	8.2
11 美浜区	46	8.2
無回答	8	1.4
合計	563	100.0



問3 現在あなたが利用できるお墓がありますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 北谷町内に利用できる墓を持っている (→問6から問11)	127	22.6
2 北谷町外に利用できる墓を持っている (→問6から問11)	194	34.5
3 利用できる墓は持っていない (→問12から問14)	232	41.2
無回答	10	1.7
合計	563	100.0

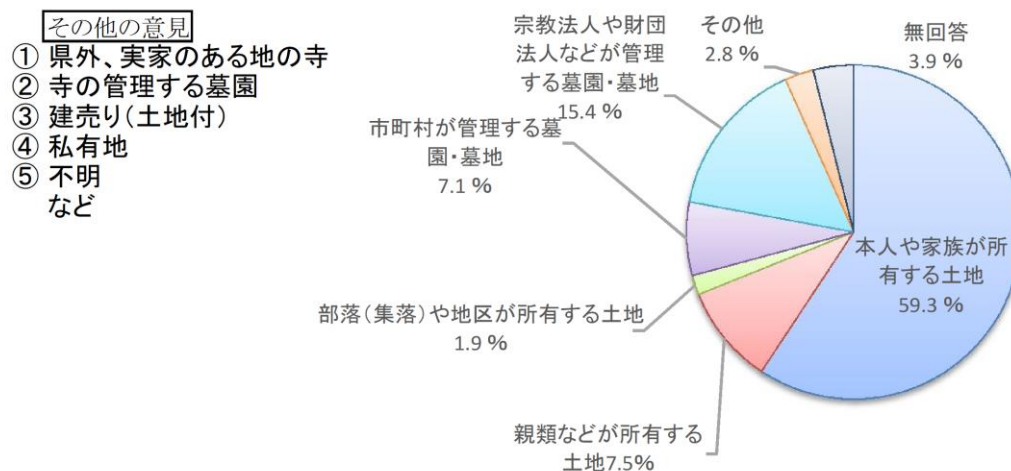
北谷町内、町外で利用できる墓を持っているの回答が、合計約57%となった。
「利用できる墓は持っていない」の回答が約41%となった。



問4～問6までは、問3で1番、2番に○をつけた方が対象です。

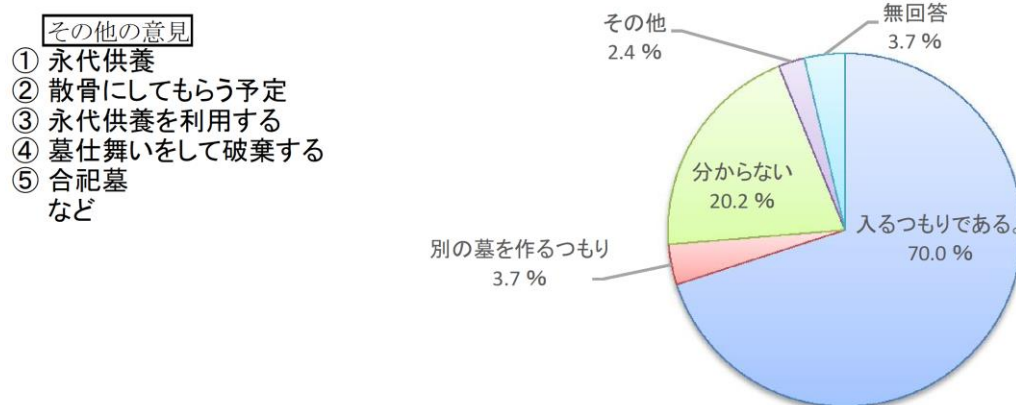
問4 問3で利用できる墓を持っていると答えた方に伺います。墓が設置されている所はどのような所ですか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 本人や家族が所有する土地	192	59.3
2 親類などが所有する土地	31	9.6
3 部落(集落)や地区が所有する土地	6	1.9
4 市町村が管理する墓園・墓地	23	7.1
5 宗教法人や財団法人などが管理する墓園・墓地	50	15.4
6 その他()	9	2.8
無回答	13	3.9
合計	324	100.0



問5 問3利用できる墓を持っていると答えた方に伺います。あなたは、将来、現在の利用できる墓に入るつもりですか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 入るつもりである。	229	70.0
2 別の墓を作るつもり	12	3.7
3 分からない	66	20.2
4 その他()	8	2.4
無回答	12	3.7
合計	327	100.0

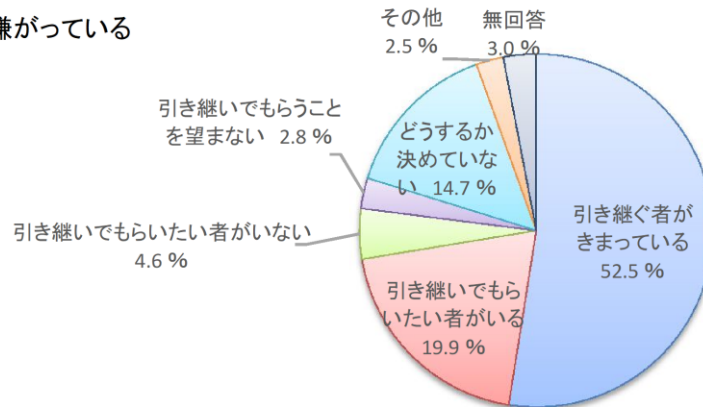


問6 問3利用できる墓を持っていると答えた方に伺います。現在の利用できる墓を継いでくれる人がいますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 引き継ぐ者がきまっている	171	52.5
2 引き継いでもらいたい者がいる	65	19.9
3 引き継いでもらいたい者がいない	15	4.6
4 引き継いでもらうことを望まない	9	2.8
5 どうするか決めていない	48	14.7
6 その他()	8	2.5
無回答	10	3.0
合計	326	100.0

その他の意見

- ① 引き継ぐ予定の者が嫌がっている
- ② 永代供養墓
- ③ 兄弟で決めてもらう
- ④ 不明



問7～問8までは、問3で「3. 利用できる墓をもっていない」と答えた方のみが対象です。

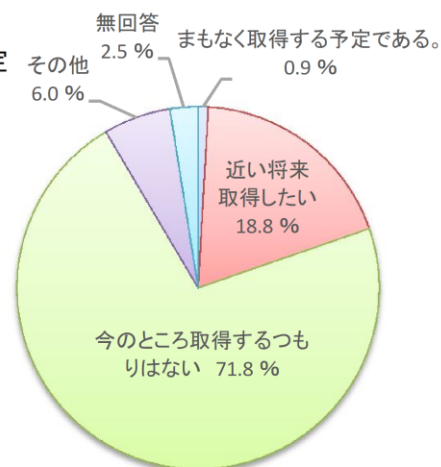
問7 問3で「3. 利用できる墓をもっていない」と答えた方のみにお伺います。あなたは、墓を取得したいとお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 まもなく取得する予定である	2	0.9
2 近い将来取得したい	44	18.8
3 今のところ取得するつもりはない	168	71.8
4 その他()	14	6.0
無回答	6	2.5
合計	234	100.0

その他の意見

- ① 令和5年度新川墓地公園に抽選で確保
- ② 考えているところでした。家族とも話し合いを持つ予定
- ③ 納骨堂を検討している段階
- ④ 取得したいとは思いますが予算が出来るかがわからない
- ⑤ まだ考えていないなど

「今のところ取得するつもりはない」が約72%もっとも多く、「近い将来取得したい」は、約19%となった。

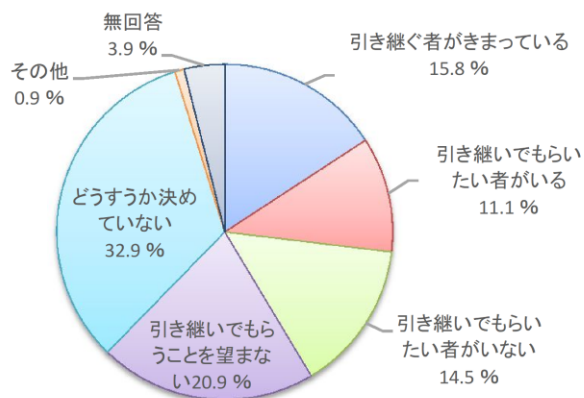


問8 問3で「3. 利用できる墓をもっていない」と答えた方のみについて伺います。あなたが墓を取得した場合、墓を継いでくれる人がいますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 引き継ぐ者がきまっている	37	15.8
2 引き継いでもらいたい者がいる	26	11.1
3 引き継いでもらいたい者がいない	34	14.5
4 引き継いでもらうことを望まない	49	20.9
5 どうするか決めていない	77	32.9
6 その他()	2	0.9
無回答	9	3.9
合計	234	100.0

その他の意見

無し



これからは全員に伺います。望ましいとお考えの墓の場所、大きさ、種類等々について伺います。

問9 あなたが墓を新たに作るとした場合、望ましいと考える墓の場所はどこですか。

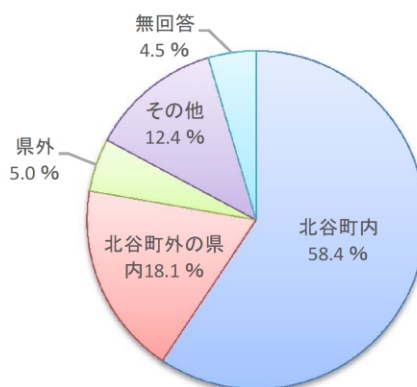
(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 北谷町内	329	58.4
2 北谷町外の県内	102	18.1
3 県外	28	5.0
4 その他()	70	12.4
無回答	34	4.5
合計	563	98.4

その他の意見

- ① 町内外にこだわらず県内(中頭地区)
- ② 相続人に任せる
- ③ 自分の墓は作らない
- ④ 引き継ぐ方がいない
- ⑤ 霊園など

望ましいと考える墓の場所について約58%が「北谷町内」になった。



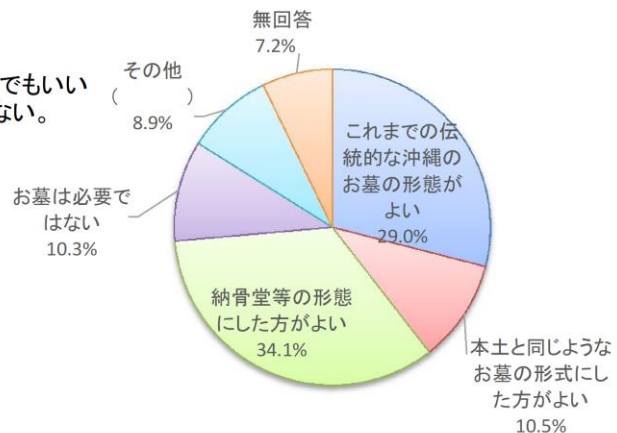
問10 今後、北谷町において個人によるお墓の建設を行う場合を含め、墓地の様式やあり方についてのお考えをお伺いします。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい	163	29.0
2 本土と同じようなお墓の形式にした方がよい	59	10.5
3 納骨堂等の形態にした方がよい	192	34.1
4 お墓は必要ではない	58	10.3
5 その他()	50	8.9
無回答	41	7.2
合計	563	100.0

その他の意見

- ① 子供はどう思うかわからない
- ② それぞれの好みでいい
- ③ 作れるお金にによると思う
- ④ 土地のスペースの問題もあるので用式はどちらでもいい
- ⑤ 墓地の大きさは少し広く墓の形式にはこだわらない。
など

「これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい」の約29%に対し、「納骨堂等の形態にした方がよい」が34.1%となった。



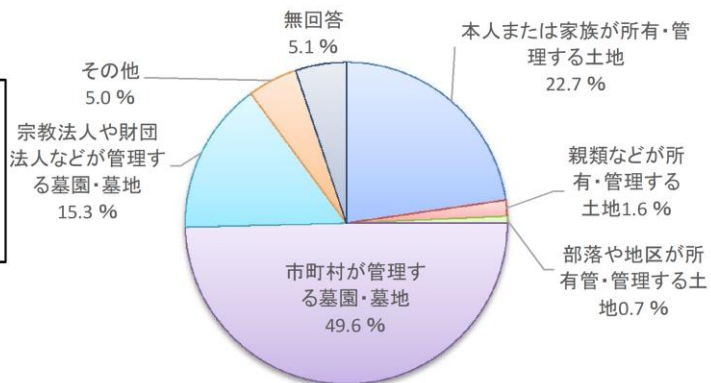
問11 あなたが墓を作ることになった場合、どのような墓地及び管理方法がよいとお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 家(本人又は家族)が所有する土地	128	22.7
2 親類などが所有・管理する土地	9	1.6
3 部落(集落)や地区が所有・管理する農地	4	0.7
4 市町村が管理する墓園・墓地	279	49.6
5 宗教法人や財団法人などが管理する墓園・墓地	86	15.3
6 その他()	28	5.0
無回答	29	5.1
合計	563	100.0

その他の意見

- ① 散骨
- ② 考えてない
- ③ 残った家族の家の中(遺骨を少し残すだけ)2~3g
- ④ お墓を作る予定はない
など

お墓を作ることになった場合の墓地及び管理方法について、「市町村が管理する墓園・墓地」が約5割を占め、もっとも多かった。



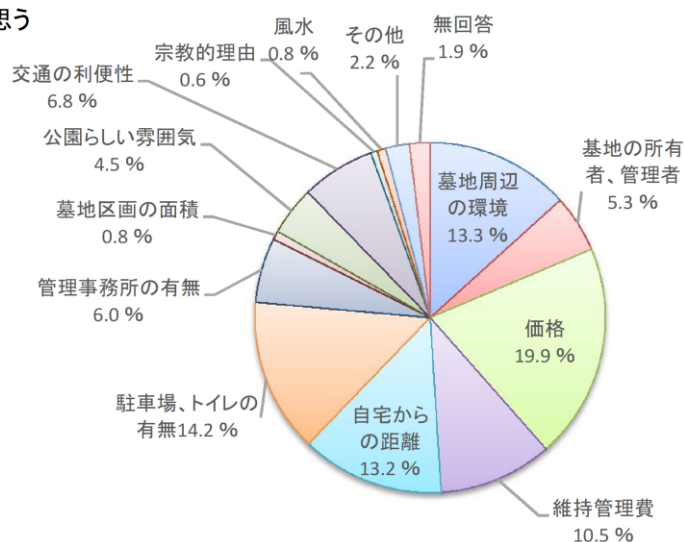
問12 あなたが墓を作ることになった場合、墓地を選ぶ際に重視する点は何ですか。
(あてはまるもの3つまでに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 墓地周辺の環境	187.0	13.3
2 墓地の所有者、管理者	74.0	5.3
3 価格	280.0	19.9
4 維持管理費	147.0	10.5
5 自宅からの距離	185.0	13.2
6 駐車場、トイレの有無	200.0	14.2
7 管理事務所の有無	85.0	6.0
8 墓地区画の面積	11.0	0.8
9 公園らしい雰囲気	63.0	4.5
10 交通の利便性	95.0	6.8
11 宗教的理由	9.0	0.6
12 風水	11.0	0.8
13 その他 ()	31.0	2.2
無回答	27.0	1.9
合計	1405.0	100.0

その他の意見

- ① 管理してくれる人に決定権はあると思う
- ② 土地を所有している
- ③ 清掃のしやすさなど

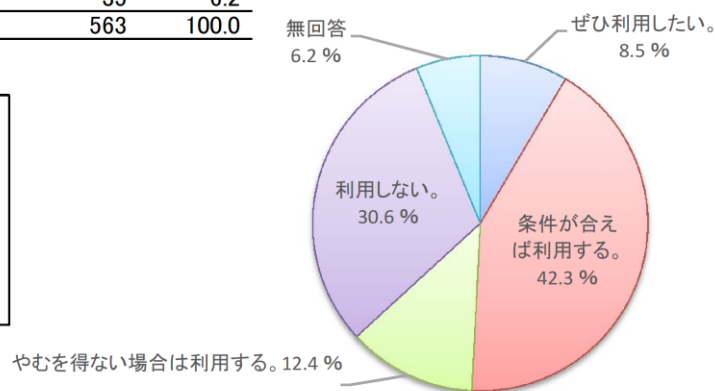
重視する点は「価格」、「駐車場、トイレの有無」「墓地周辺の環境」などの割合が高かった。



問13 個人や夫婦単位で入れる1～2畳程度の個人墓地が整備された場合、あなたは利用されますか。
(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 ぜひ利用したい。	48	8.5
2 条件が合えば利用する。	238	42.3
3 やむを得ない場合は利用する。	70	12.4
4 利用しない。	172	30.6
無回答	35	6.2
合計	563	100.0

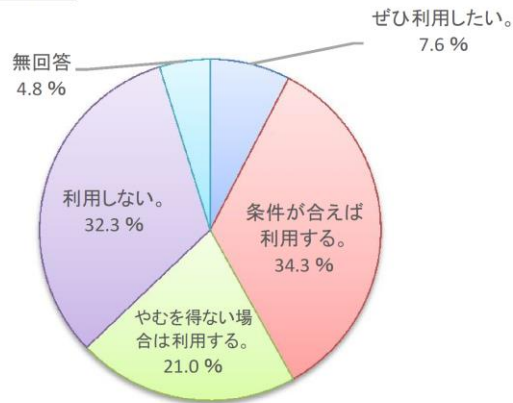
「利用したい」「利用する」の合計値が約63%となっており、小規模の墓地の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も約31%で一定数みられた。



問14 ロッカーのように、個別の収蔵庫が縦横に並んだタイプで遺骨や位牌を納める納骨堂のロッカー式墓が利用できる場合、あなたは利用されますか。(あてはまるもの1つまでに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 ぜひ利用したい。	43	7.6
2 条件が合えば利用する。	193	34.3
3 やむを得ない場合は利用する。	118	21.0
4 利用しない。	182	32.3
無回答	27	4.8
合計	563	100.0

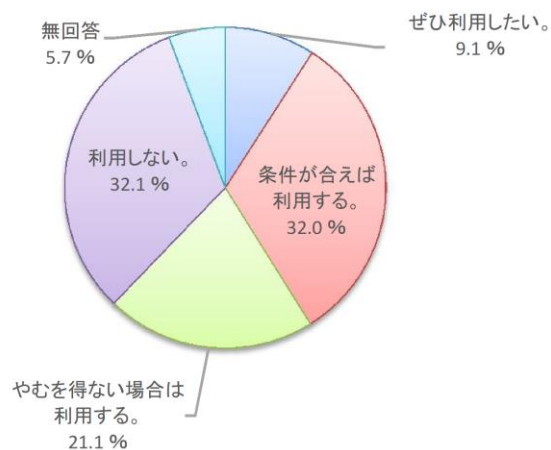
「利用したい」「利用する」の回答の合計値が約63%となっており、小規模のロッカー式墓の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も約32%で一定数みられた。



問15 利用できる合葬式の共同墓(個人や家族の墓でなく、公営の共同墓。子供がいなかったり、単身者の利用が高い)があった場合、あなたは利用されますか。(あてはまるもの1つに○)

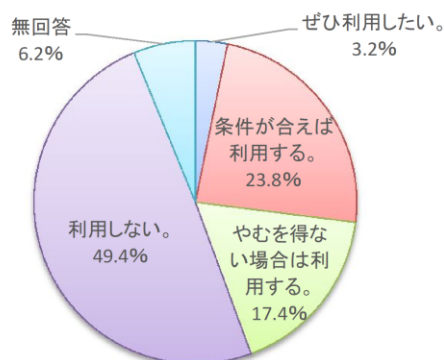
選択肢	回答(票)	割合(%)
1 ぜひ利用したい。	51	9.1
2 条件が合えば利用する。	180	32.0
3 やむを得ない場合は利用する。	119	21.1
4 利用しない。	181	32.1
無回答	32	5.7
合計	563	100.0

「利用したい」「利用する」の合計値が約62%となっており、個人墓等ではなく合葬式の共同墓を望む回答が多かった。一方で、「利用しない」の回答も約32%で一定数みられた。



問16 利用できる期限付き墓地(使用期限を30年等に限定し利用、更新しない場合は別の場所に移転する仕組みの墓)があった場合、あなたは利用されますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 ぜひ利用したい。	18	3.2
2 条件が合えば利用する。	134	23.8
3 やむを得ない場合は利用する。	98	17.4
4 利用しない。	278	49.4
無回答	35	6.2
合計	563	100.0

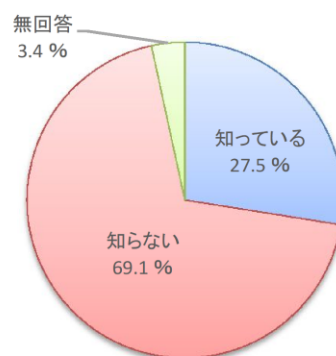


続いて、北谷町における墓地整備等についてお伺いします。

問17 北谷町に北谷町新川墓地公園(以下「公営墓地」という。)があるのを知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 知っている	155	27.5
2 知らない	389	69.1
無回答	19	3.4
合計	563	100.0

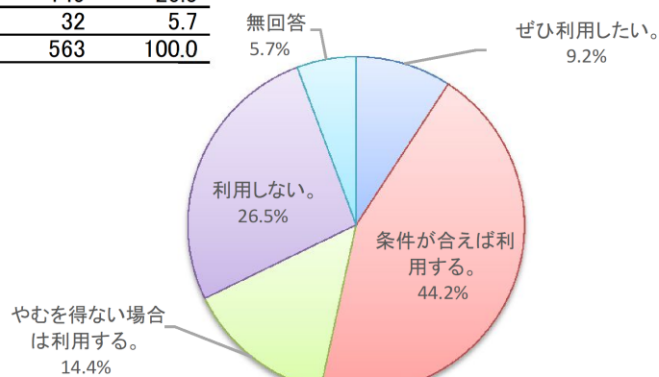
「知らない」が約70%となり、今後の周知等が課題となる。



問18 公営墓地を利用したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 ぜひ利用したい。	52	9.2
2 条件が合えば利用する。	249	44.2
3 やむを得ない場合は利用する。	81	14.4
4 利用しない。	149	26.5
無回答	32	5.7
合計	563	100.0

「利用したい」「利用する」の合計値が約68%となっており、公営墓地の利用を望む傾向が見られた。



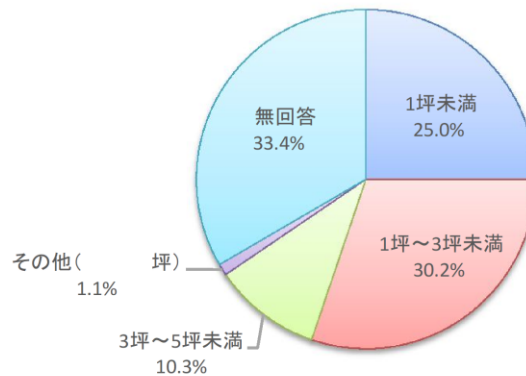
問19 問18で1番～3番に○をつけた方に伺います。公営墓地を利用する場合、どの程度の大きさを希望しますか？(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 1坪未満	141	25.0
2 1坪～3坪未満	170	30.2
3 3坪～5坪未満	58	10.3
4 その他(坪)	6	1.1
無回答	188	33.4
合計	563	100.0

その他の意見

- ① 6坪
- ② 8坪
- ③ 10坪

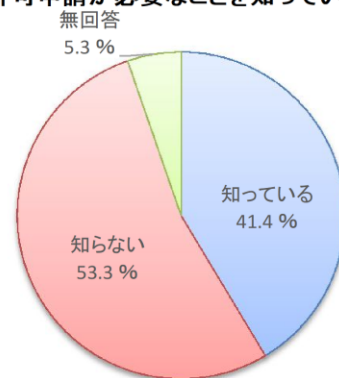
「1坪未満」「1坪～3坪未満」が多く、「3坪～5坪未満」を合わせると約66%となり、小規模墓地の利用を望む傾向がみられた。



問20 あなたは、墓を建てる場合には、墓地の経営許可申請が必要なことを知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 知っている	233	41.4
2 知らない	300	53.3
無回答	30	5.3
合計	563	100.0

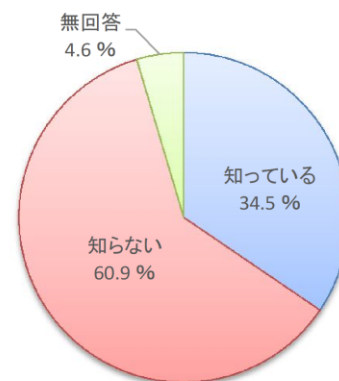
「知らない」が約53%となり、墓地の経営許可申請に対する周知が課題となる。



問21 あなたは、墓を建てる場合には、墓地の設置基準(道路や川からの距離、公共施設や人家からの距離、周辺的美観への配慮等)があることを知っていますか。

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 知っている	194	34.5
2 知らない	343	60.9
無回答	26	4.6
合計	563	100.0

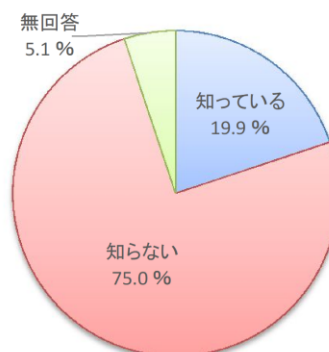
「知らない」が約61%となり、墓地の設置基準に対する周知が課題となる。



問22 現在、北谷町では墓地の散在化防止及び墓地行政を円滑に行っていくため、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない「墓地規制区域」があることをご存知ですか？
(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 知っている	112	19.9
2 知らない	422	75.0
無回答	29	5.1
合計	563	100

「知らない」が約75%となり、墓地規制区域に対する周知が課題となる。

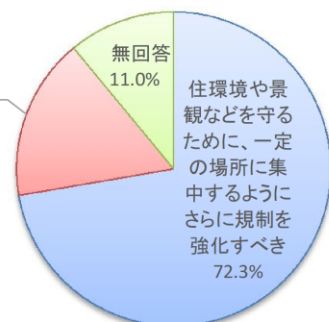


問23 「墓地規制区域」についてどうお考えですか？(あてはまるもの1つに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 住環境や景観などを守るために、一定の場所に集中するようにさらに規制を強化すべき	407	72.3
2 住環境や景観に影響を及ぼすかもしれないが、規制に関する設定内容が厳しすぎるため、規制強化は必要ない	94	16.7
無回答	62	11.0
合計	563	100

「規制を強化すべき」が約72%となり、住環境、景観等への影響を及ぼさないよう墓地規制区域の強化を望む回答が多かった。

住環境や景観に影響を及ぼすかもしれないが、規制に関する設定内容が厳しすぎるため、規制強化は必要ない
16.7%

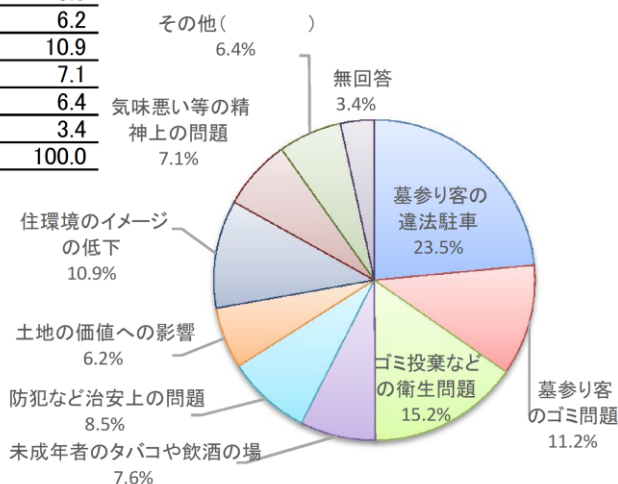


問24 あなたの自宅周辺に墓地(納骨堂も含む)がある。またはあった場合、どのような問題がありますか。また、考えられますか。(あてはまるもの3つまでに○)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 墓参り客の違法駐車	339	23.5
2 墓参り客のゴミ問題	162	11.2
3 ゴミ投棄などの衛生問題	220	15.2
4 未成年者のタバコや飲酒の場	109	7.6
5 防犯など治安上の問題	122	8.5
6 土地の価値への影響	89	6.2
7 住環境のイメージの低下	158	10.9
8 気味悪い等の精神上的の問題	102	7.1
9 その他()	92	6.4
無回答	50	3.4
合計	1,443	100.0

その他の意見

- ① 墓地周辺の草木がのびすぎて道路や家にかかってくるので定期的に刈ってほしい
- ② 土地の減少
- ③ 草木の放置、野良ネコ、蚊の発生
- ④ 雑草対策など



第二次北谷町墓地基本計画

令和7年4月

策定者  北谷町住民福祉部 保健衛生課

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
TEL (098) 936-1234 代表

作成委託 一般財団法人沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地
TEL (098) 875-1941 代表

